

岸和田市
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

平成26年 月
岸 和 田 市

～ 目 次 ～

総 論

序 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の性格と位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	5
第5節 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	6

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念	7
第2節 計画の視点	8
第3節 計画の目標	9

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 岸和田市の現状	10
第2節 保育所・幼稚園の状況	14
第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業の状況	17
第4節 地域の産業と就業構造の動向	22

第3章 子ども・子育て支援施策の推進方法

第1節 教育・保育提供区域の設定	25
第2節 教育・保育等の量の見込み及び確保に関する事項	27
第3節 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項	35
第4節 教育・保育（障害児等児童）事業の推進	43

第4章 関連施策の展開

第1節 ひとり親家庭対策の充実	44
第2節 その他の子ども・子育て支援関連事業の推進	46

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進に向けて	49
---------------------	----

資 料 編

1. 岸和田市子ども・子育て会議設置規則	51
2. 岸和田市子ども・子育て会議委員名簿	52
3. 計画の策定経過	53
4. 岸和田っ子宣言	54
5. 「岸和田っ子宣言」の願うことについて	55
6. 「岸和田っ子宣言」制定の意義	56
7. 関係法令（抜粋）	57

総論

序 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

1. 国における動向

子育てをめぐる地域や家庭の状況は年々変化しています。近年では、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる家庭や地域での子育て力の低下、少子化や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量がともに不十分といったさまざまな課題が出てきており、親の働く状況の違いに関わらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられる事が望まれています。このような課題を解決するためには、国民が、希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することが出来る環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで、少子化と人口減少の克服を目指す総合的な政策の推進が重要となってきます。

わが国では、子ども・子育て支援を巡ってさまざまな施策が講じられてきました。

平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されて以来、地方公共団体及び事業主においては、10 年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の推進を図られてきました。また、それとほぼ同時に制定された「少子化社会対策基本法」（平成 15 年）に基づいて「少子化社会対策大綱」（平成 16 年）や「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年）が閣議決定され、各般の取り組みが実施されてきました。さらに、平成 19 年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成 22 年より、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取り組みが進められてきています。

特に、子ども・子育て支援については、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て支援法^{※1}」などのいわゆる「子ども・子育て関連 3 法^{※2}」が制定され、それに基づく新たな子育て支援のシステム「子ども・子育て支援新制度」（平成 27 年 4 月施行）（以下、「新制度」という。）が創設されました。

※1 子ども・子育て支援法

第 1 条（目的）、第 2 条（基本理念）（P.57 参照）

※2 子ども・子育て関連 3 法

平成 24 年 8 月に制定された、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律の総称。

2.制度の趣旨

新制度は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るものです。

3.制度の概要

新制度では、質の高い教育・保育を提供するための幼稚園と保育所両方の良さをあわせ持つ「認定こども園の普及^{※1}」、保育の場を増やすための「認定こども園や保育所などの計画的な整備^{※2}」及び「地域型保育への財政支援^{※3}」、地域の多様な保育ニーズに対応するための「地域子ども・子育て支援事業の充実^{※4}」などの取り組みを推進し、子育てをめぐるさまざまな課題の解消を図ります。

※1 認定こども園の普及

認定こども園法の改正により、「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として位置づけ、指導監督の一本化や「施設型給付」による財政措置で安定的な財源を確保。

※2 認定こども園や保育所などの計画的な整備

人口推計や地域のニーズを踏まえた「教育・保育の量の見込み」をもとに、認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を推進し、待機児童の解消を図る。

※3 地域型保育への財政支援

「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」を市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置付け、地域型保育給付の対象とすることにより「地域型保育」を増やし、待機児童の解消を図る。

※4 地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭を支援するために、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、在宅で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」、保護者が昼間家庭にいない児童の遊び・生活の場「放課後児童クラブ」などの事業を実施し、地域のさまざまな子育て支援の充実を図る。

4.岸和田市の動向

岸和田市においては、平成 17 年に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として、「岸和田市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）」（前期計画期間：平成 17～平成 21 年度・後期計画期間：平成 22～平成 26 年度）を策定し、次代を担う子どもの育成と子育て家庭への支援を進めるなど、さまざまな施策を推進してまいりました。

平成 27 年度の新制度の施行と、平成 26 年度で「岸和田市次世代育成支援行動計画」最終年度にあたり、これらの基本的な考え方と平成 25 年 8 月に保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者や学識経験者等で構成する岸和田市子ども・子育て会議を設置し、市民の意向調査（ニーズ調査）の実施、調査結果等をもとに会議で議論（内容について P.53 参照）を行い、市民ニーズを踏まえた計画として、『岸和田市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

第2節 計画の性格と位置づけ

1.計画の性格

本計画は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」第61条第1項※1に基づく岸和田市の子ども・子育て支援事業計画です。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援新制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」を図るものです。

・本計画は、「岸和田市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）」を継承する子育て支援の総合計画です。

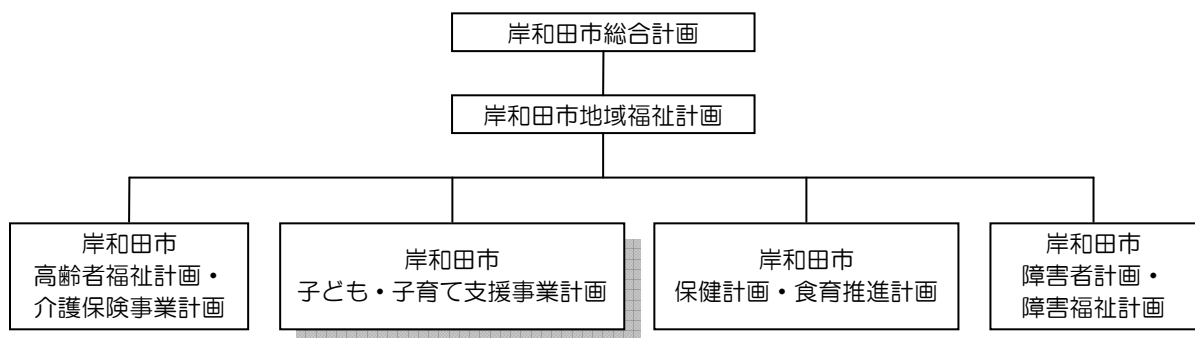
・行政をはじめ、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校等がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むための基本的な指針です。

※1 子ども・子育て支援法

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第1項（P.60 参照）

2.計画の位置づけ

本計画は、第4次岸和田市総合計画「岸和田市まちづくりビジョン」の部門計画である「岸和田市地域福祉計画」の分野別計画です。福祉・保健・医療・教育・労働・住宅・環境等の各分野にわたる総合的・体系的な児童の育成と子育て家庭への支援のためのマスタープランです。



第3節 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



第4節 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条^{※1}の規定による岸和田市子ども・子育て会議を設置し、市民の意向調査（ニーズ調査）を行い、調査結果や実態をもとに関係各課で検討を重ねた案を岸和田市子ども・子育て会議へ提示し、審議していただき計画を策定しました。

※1 子ども・子育て支援法

第 77 条（市町村等における合議制の機関）（P.61 参照）

第5節 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

岸和田市が進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた次世代育成支援行動計画（後期計画）（計画期間：平成22～平成26年度）は、すべての子どもと子育て家庭を対象に、次世代育成支援を総合的に、かつ、計画的に推進するため各種事業を実施しました。そのうち、特定12事業の実施状況及び計画終了時点（平成26年度）の目標事業量は下表の通りです。

「延長保育事業」、「夜間保育事業」、「トワイライトステイ事業」、「休日保育事業」、「病児・病後児保育事業」、「ショートステイ事業」、「一時預かり事業」、「特定保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「地域子育て支援拠点事業」の10事業は、目標事業量に達しています。しかし、「通常保育事業」、「放課後児童健全育成事業」の2事業は目標事業量に達することができませんでした。

【目標設定した子育て支援サービスの進捗状況】

事業名	平成22年度 実施状況	平成23年度 実施状況	平成24年度 実施状況	平成25年度 実施状況	平成26年度	
					実施状況	目標事業量
通常保育事業（人）	3,977	3,983	4,022	4,065	4,100	4,180
延長保育事業（人）	3,797	3,863	3,902	3,934	4,100	4,000
夜間保育事業（箇所）	0	0	0	0	0	0
トワイライトステイ事業（箇所）	2	2	2	2	2	2
休日保育事業（箇所）	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業（箇所） （定員：人）	26 1,300	26 1,300	27 1,350	27 1,350	28 1,400	30 1,500
病児・病後児保育事業《病後児保育》 《体調不良児型》（箇所）	0 《2》	1 《3》	1 《4》	1 《6》	1 《6》	1 《5》
ショートステイ事業（箇所）	4	4	4	4	4	4
一時預かり事業（箇所） 《緊急一時預かり事業》	1 《15》	1 《15》	1 《15》	1 《15》	2 《15》	2 《15》
特定保育事業（箇所）	0	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業（箇所）	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業 《子育て支援事業》（箇所）	2 《31》	2 《31》	2 《32》	2 《32》	2 《33》	2 《31》

「実施状況：各年5月1日現在」

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

本計画は、「児童憲章※1」「児童の権利宣言※2」「児童の権利に関する条約※3」、「岸和田っ子宣言※4」、また、「子ども・子育て支援法※5」の趣旨を尊重し、計画の基本的な考え方を次のように設定します。

『子どもをみんなで育むまち きしわだ』

子どもと子ども。子どもとおとな。おとなとおとな…。遊ぶ。褒められる、褒める。叱られる、叱る。相談。世間話。教える、教えられる…。

地域の中には、保育所、幼稚園、学校、公園、町会、こども会、青年団など、いろいろな場面があります。そして、そこには、いろいろな関係があるのです。おとなも、子どもも、互いに相手の人間性を認めあい、尊重し、そこに関係が生まれます。子どもにもおとなにも地域がいちばん身近な社会なのです。この地域とかわりを持ちながら、子どももおとなも育っていきます。

岸和田市では、「だんじりまつり」を核として、コミュニティのまとまりがあります。しかし、時代の変化とともに、コミュニティの姿も変化しつつあります。そのため、これまで培ってきたコミュニティを背景とし、地域での多様な場面での関係による人と人との結びつきを強めながら、21世紀を担う子どもがいきいき、すくすくと育つ環境をつくり、一人ひとりの個性をいかせるまちづくりを目指します。

※1 児童憲章

昭和26年5月5日「子どもの日」に制定された、わが国におけるはじめての児童の権利の社会的確認。児童に関する法・政策の原理的指針。

※2 児童の権利宣言

昭和34年11月20日、国連総会において採択された宣言。基本的人権と人間の尊厳及び価値を確認し、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うことを宣言したもの。

※3 児童の権利に関する条約

平成元年11月20日、国連総会で採択された国際条約。日本では平成6年5月22日発効。子どもの最善の利益、生命・生存の権利、市民的自由と意見表明権、親との関係における子どもの権利、教育・医療・社会保障への権利、特別の保護を受ける権利などが規定されている。

※4 岸和田っ子宣言

平成4年11月1日制定。巻末の資料参照。

※5 子ども・子育て支援法

平成24年8月、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として制定された。「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図る。

第2節 計画の視点

基本理念を推進するため、次の5つの視点に基づきながら、本計画を推進します。

①未来の世代を育む

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき課題であるという意識を醸成し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

②子ども・子育て支援の量と質

利用の現状や利用希望の実情、地域資源の状況などを踏まえ、すべての子どもと子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実していくための取り組みを計画的に進めます。

③地域社会全体による子育て支援

子どもが安心して生まれ集団の中で育つことができるよう、また、保護者の子育ての負担や不安、孤立感が和らぎ、喜びを感じながら子育てが出来るよう、行政や地域社会全体が連携して子どもの育ちと子育てを支援するための仕組みづくりを進めます。

④子育てと仕事の調和

共働き家庭や非正規雇用割合の増加、子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続などの現状を踏まえ、働く男女の仕事と生活の調和を実現するため、働き方の見直しや民間支援団体等と連携をしながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

⑤すべての子どもと家庭への支援

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

第3節 計画の目標

基本理念を推進するため、次の5つの目標を掲げ、本計画を推進します。

①質の高い教育・保育の総合的な提供

幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るため、子どもや子育て家庭の置かれた状況、地域の実情、潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上でこれに対応する提供体制を計画的に整備します。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと等に留意しながら進めます。

②子どもの最善の利益の実現

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるよう配慮します。いじめや不登校など子ども自身の悩みに関する相談体制の整備や関係諸機関の連携強化など、すべての子どもの生存と人権、心身の健やかな発達が保障される取り組みを推進します。同時に、一人ひとりの個性を大切にした教育やさまざまな社会体験を行いながら、子どもが主体的に考え、心豊かに育ち、子どもが持つ可能性を最大限に発揮することができる環境づくりを進めます。

③安心して子育てができるまちづくり

子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができる、また、保護者の家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援できるよう、地域における人的・物的資源を活用した支援施策等の充実を図り、安心して子育てできる地域社会・地域環境づくりを進めます。また、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

④健やかな成長を育む

疾病、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含めたすべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもも保護者も健やかに成長できるよう、保健施策の充実や障害児に対する療育体制及び相談体制の充実、子どもの虐待予防・防止体制及び相談体制の充実を図ります。

⑤子育てと仕事が両立できる環境づくり

男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発や、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られる職場環境の改善を促進します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 岸和田市の現状

1.岸和田市の概況

(1) 沿革

岸和田市は、大阪府南部の市です。大正11年、全国で87番目に市制をしきました。

大阪湾に臨む中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降、岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展しました。金属、機械器具、レンズ工業も行われ、臨海部の埋立地には、昭和41年以降、木材コンビナートや鉄工団地が建設されました。

和泉山脈北麓と台地では溜池灌漑（ためいけかんがい）による米のほかタマネギ、みかんや桃、花卉（かき）の栽培が盛んです。

古くから「城とだんじりのまち」として知られる本市ですが、最近では臨海部の浪切ホールやベイサイドモール、山間部の「牛滝温泉・いよやかの郷」が、市の新しい顔として近隣からの多くの若者やリゾート客でにぎわいを見せています。

関西国際空港から車で約15分という距離にあり、大阪都心部からはJR阪和線、南海電鉄本線、阪和自動車道が通じています。

本市は、緑や農地、ため池などの水面が比較的に残り、「だんじりまつり」を核に地域社会のまとまりも失われず、町並みなど歴史的環境もよく保全され、職住一体のまちとして市民が地域と密着してきた伝統を引き継ぎ、岸和田らしい個性と良さが保たれています。

しかし、一方では、時代の変化とともに市民の意識やライフスタイルの変化、価値観の多様化などが進んでいます。

(2) 位置と地勢

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から25km圏にあります。西は大阪湾に臨み、西南部は貝塚市、北部は忠岡町、和泉市、南部は和泉山脈を境として和歌山県に隣接しています。

東西7.6km、南北17.3kmの細長い地形で、臨海部・平地部・丘陵部・山地部のほぼ4つの地域からなっています。

市制施行当時（大正11年11月1日）の市域面積は4.23km²、人口は30,673人でしたが、その後、周辺町村の編入や埋め立てにより面積72.32km²、人口200,730人（平成26年4月1日現在）に達しています。

2.岸和田市の人口・世帯の動向

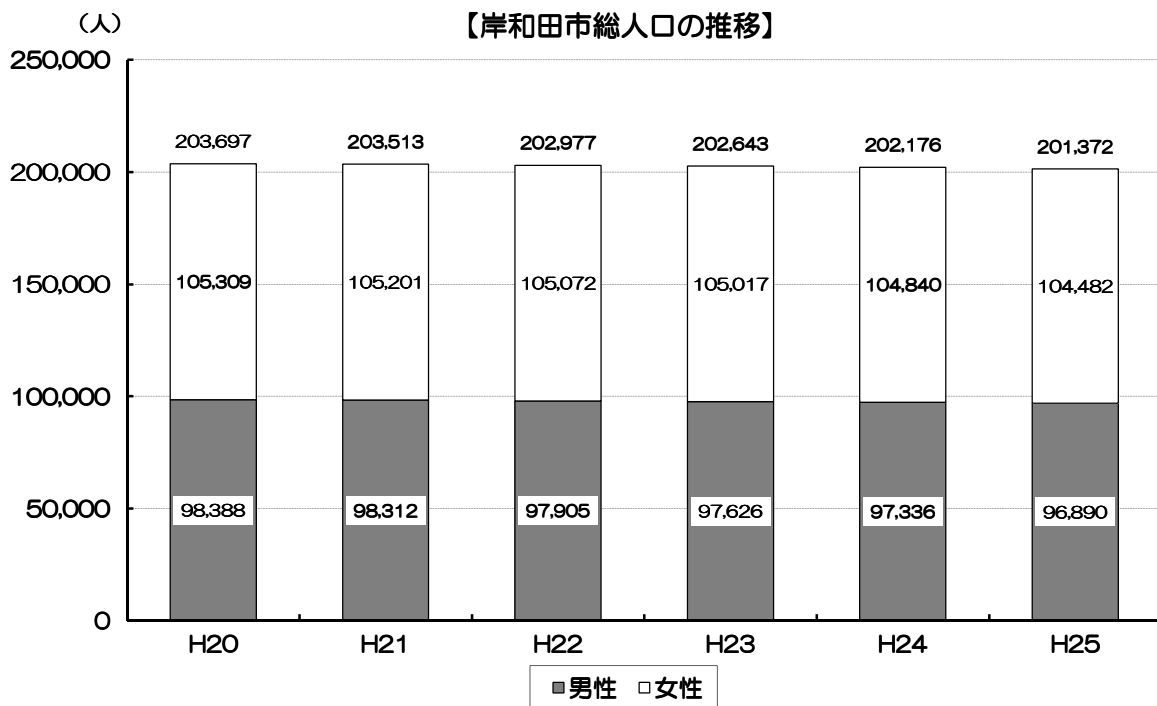
(1) 総人口の推移

本市の総人口は、平成 25 年は 201,372 人でした。平成 20 年より 2,325 人の減少となっており、年々減少しています。

【総人口の推移】

区分 \ 年次	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
総人口（人）	203,697	203,513	202,977	202,643	202,176	201,372
男性（人）	98,388	98,312	97,905	97,626	97,336	96,890
女性（人）	105,309	105,201	105,072	105,017	104,840	104,482
人口増加率（％）	▲0.3	▲0.1	▲0.3	▲0.2	▲0.2	▲0.4

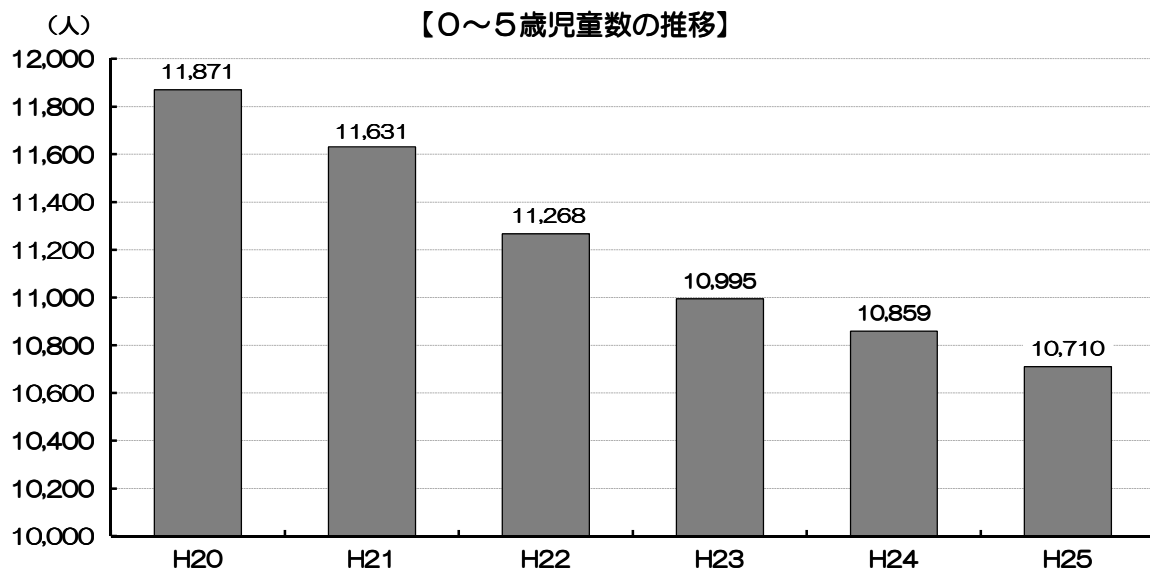
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 0～5 歳児数の推移

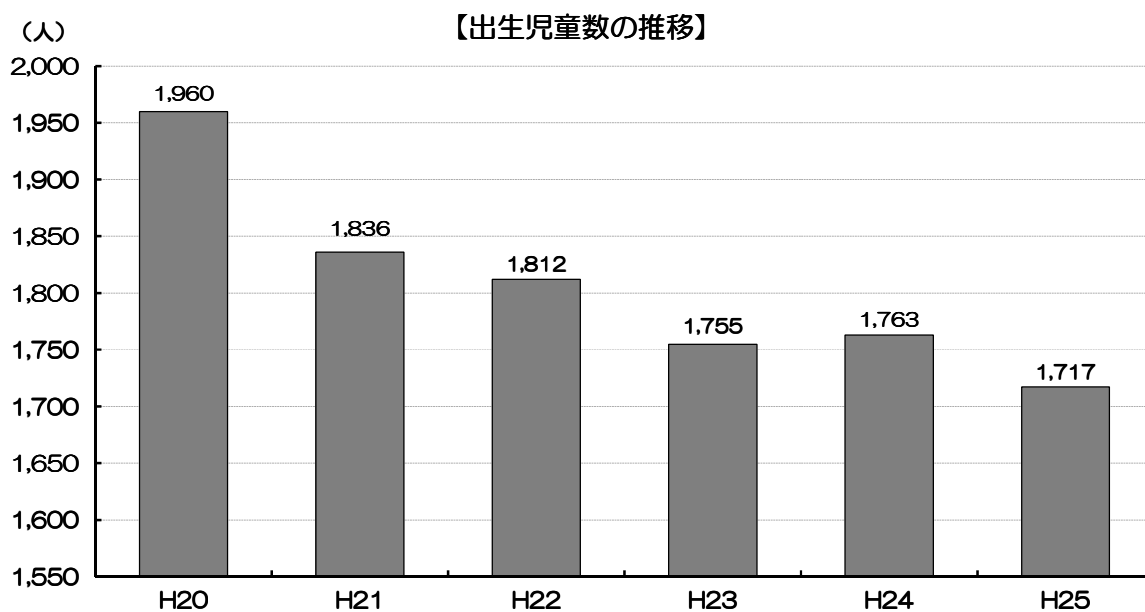
平成 25 年の 0～5 歳児数は、10,710 人でした。平成 20 年より 1,161 人の減少となっており、年々減少しています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(3) 出生児童数の推移

出生児童数は、平成 25 年は 1,717 人でした。平成 24 年に若干増加したものの平成 25 年には再度減少しています。



資料：人口動態

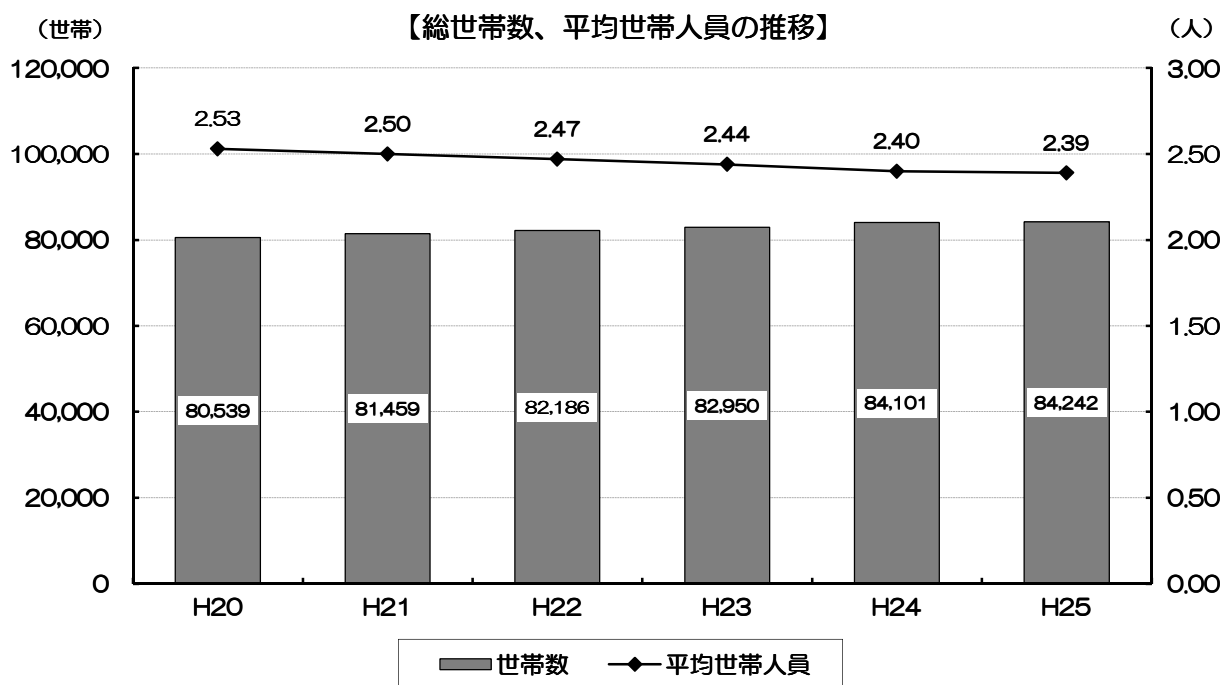
（４）総世帯数、平均世帯人員の推移

平成 20 年の総世帯数は 80,539 世帯であり、人口の伸び率を上回る割合で推移しています。そのため、平均世帯人員は平成 20 年の 2.53 人から平成 25 年には 2.39 人へと減少しており、家族規模が縮小しています。

【総世帯数、平均世帯人員の推移】

区分 \ 年次	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
世帯数（世帯）	80,539	81,459	82,186	82,950	84,101	84,242
平均世帯人員（人）	2.53	2.50	2.47	2.44	2.40	2.39

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）



※施設等の世帯を含む

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

第2節 保育所・幼稚園の状況

(1) 就学前児童の状況

0～2歳児の在宅率は約55～82%、3歳児では在宅率が約37%、施設利用率が約63%。
4～5歳児合計の在宅率が約9%と減少し、施設利用率が約91%とさらに増えています。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所（人）	90	175	216	264	264	259	1,268
民間保育園（人）	208	445	539	549	567	559	2,867
市立幼稚園（人）	0	0	0	0	534	571	1,105
私立幼稚園（人）	0	0	0	237	287	250	774
認可外保育施設（人）	18	23	29	74	80	0	224
在宅等（人）	1,403	1,106	977	650	132	204	4,472
就学前児童数（人）	1,719	1,749	1,761	1,774	1,864	1,843	10,710

※就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を元にその概要を表した。各資料の時点が異なるため正確な値ではない。

資料：就学前児童数・・・平成25年4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

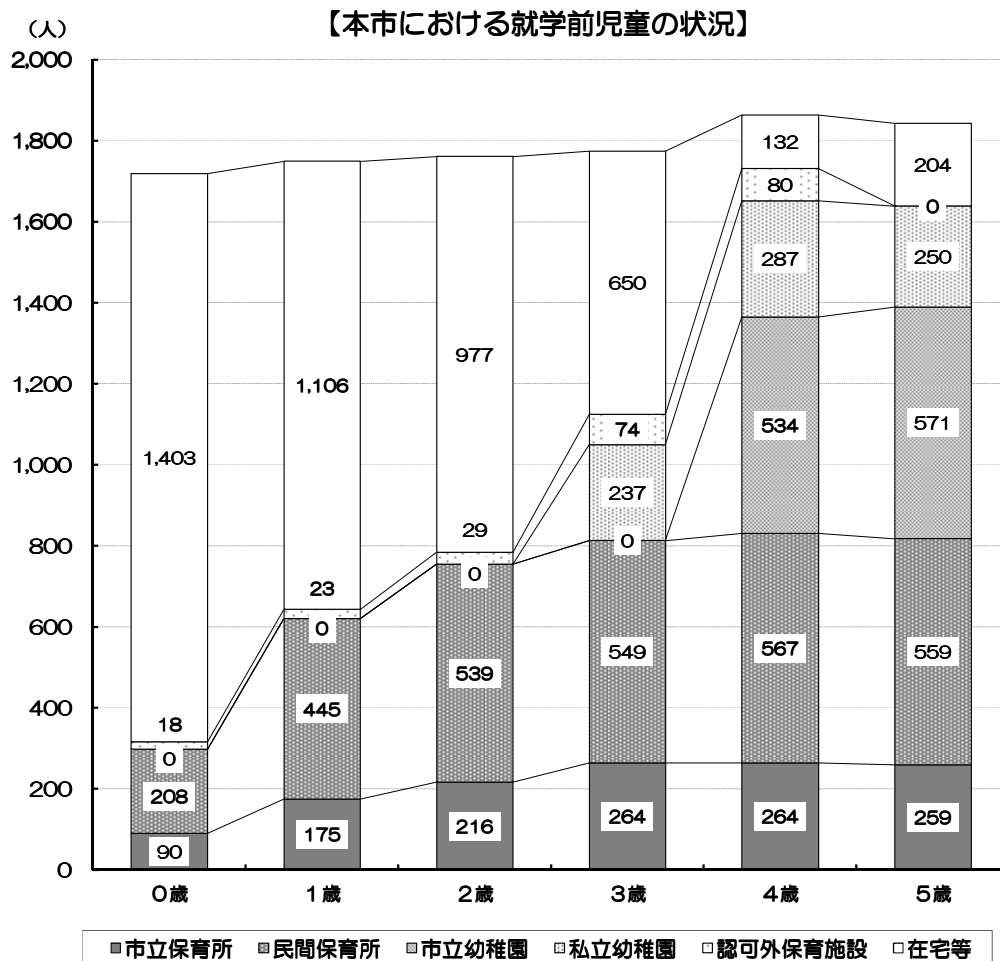
保育所・幼稚園児童数・・・平成25年5月1日現在の児童数

認可外保育所・・・平成25年4月1日現在の児童数（4歳と5歳をあわせて4歳に集計）

保育所在籍児童数・・・市内施設だけでなく市外公立・民間施設への委託数も含む

認可外保育施設在籍児童数・・・事業所内保育施設等の児童数も含む

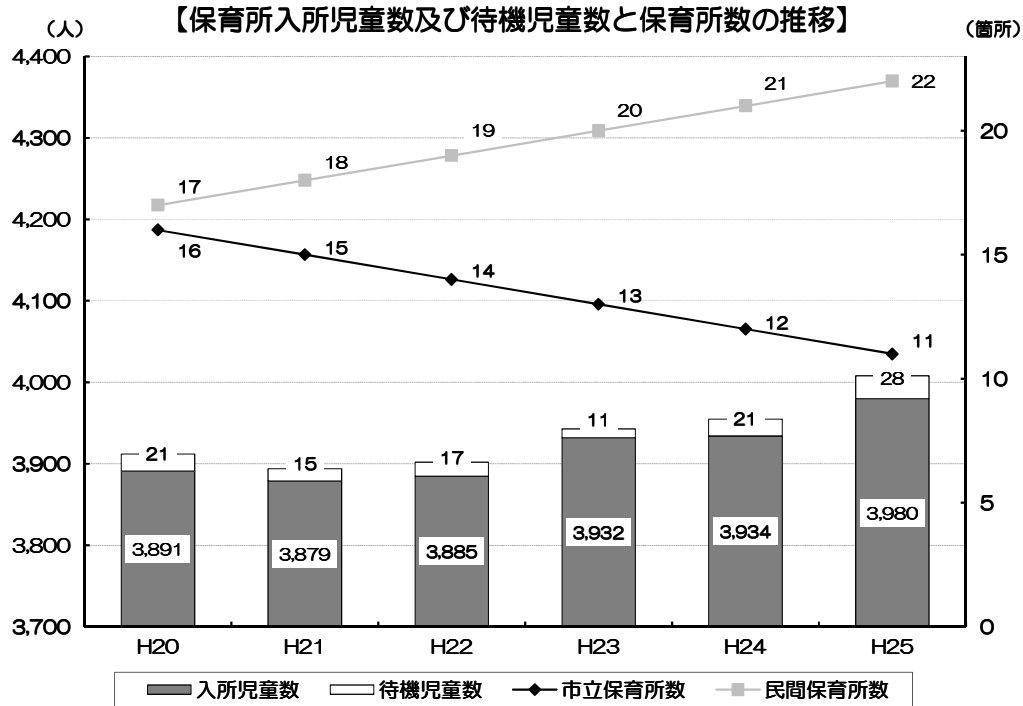
在宅等児童数・・・就学前児童数から保育所、幼稚園、認可外保育施設児童数を差し引いた推計値



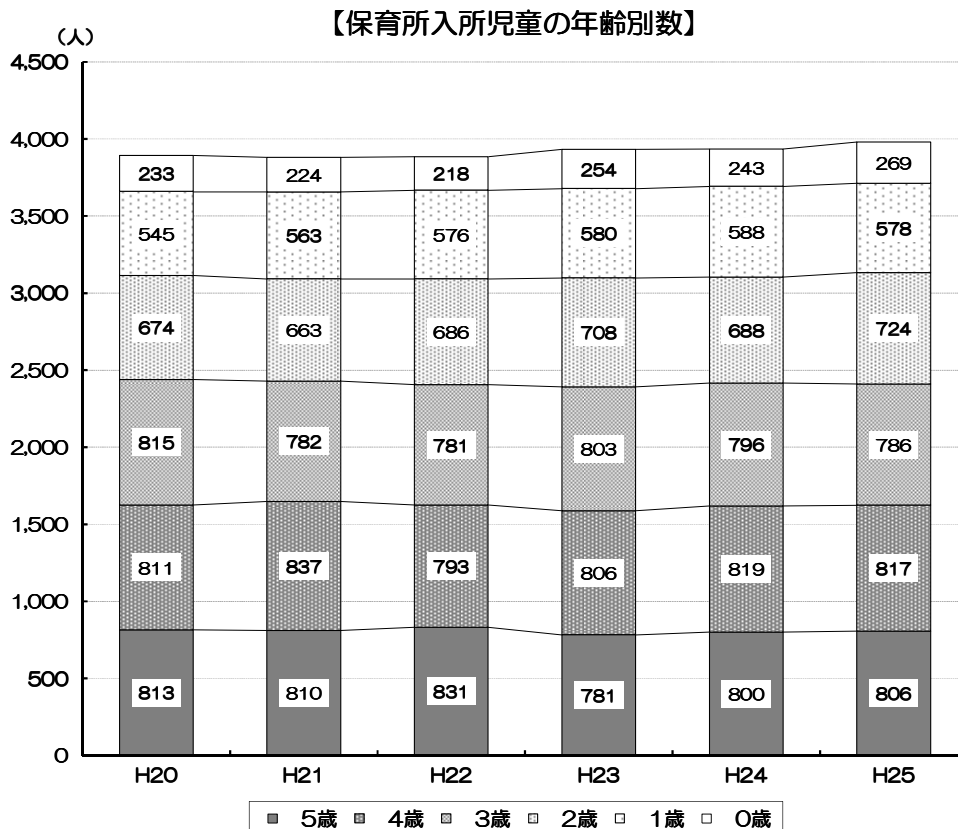
(2) 保育所の状況

平成 25 年現在、岸和田市には公立保育所が 11 園、民間保育園が 22 園あります。入所希望児童数（入所児童数及び待機児童数）は平成 22 年以降、増加しています。

保育所に入所している児童の 60%は 3～5 歳児が占めています。



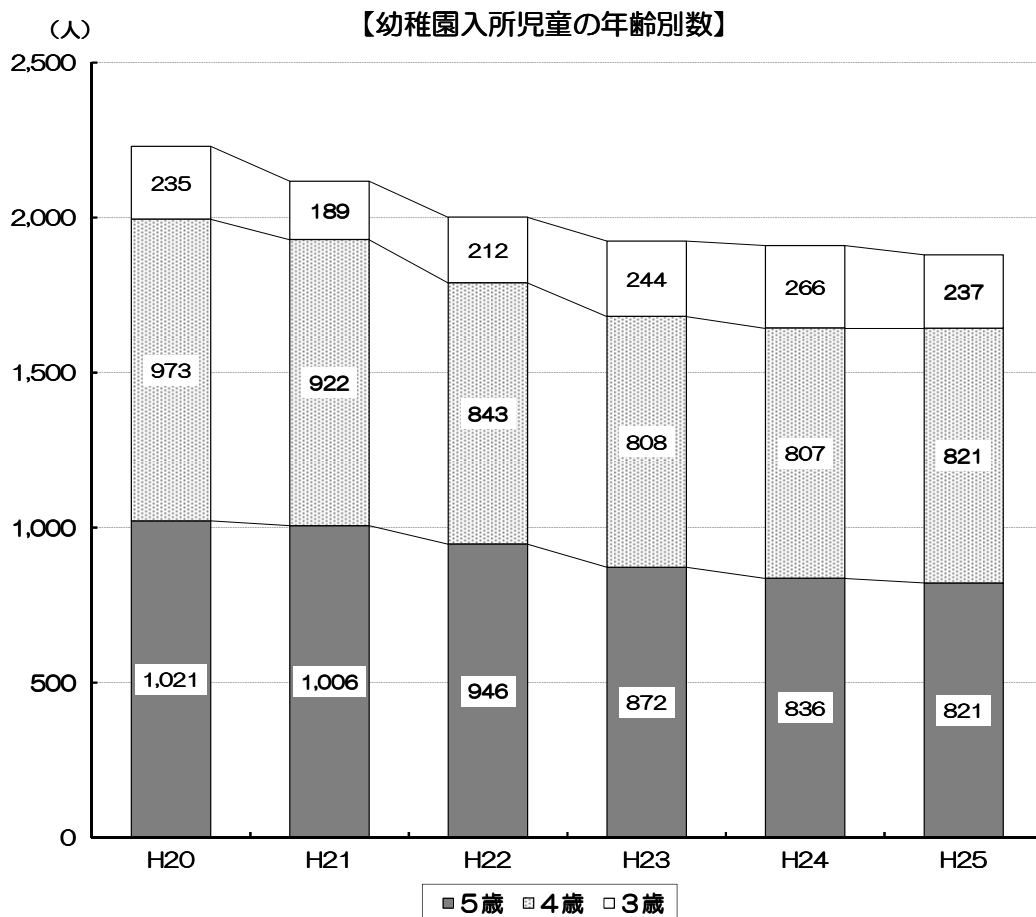
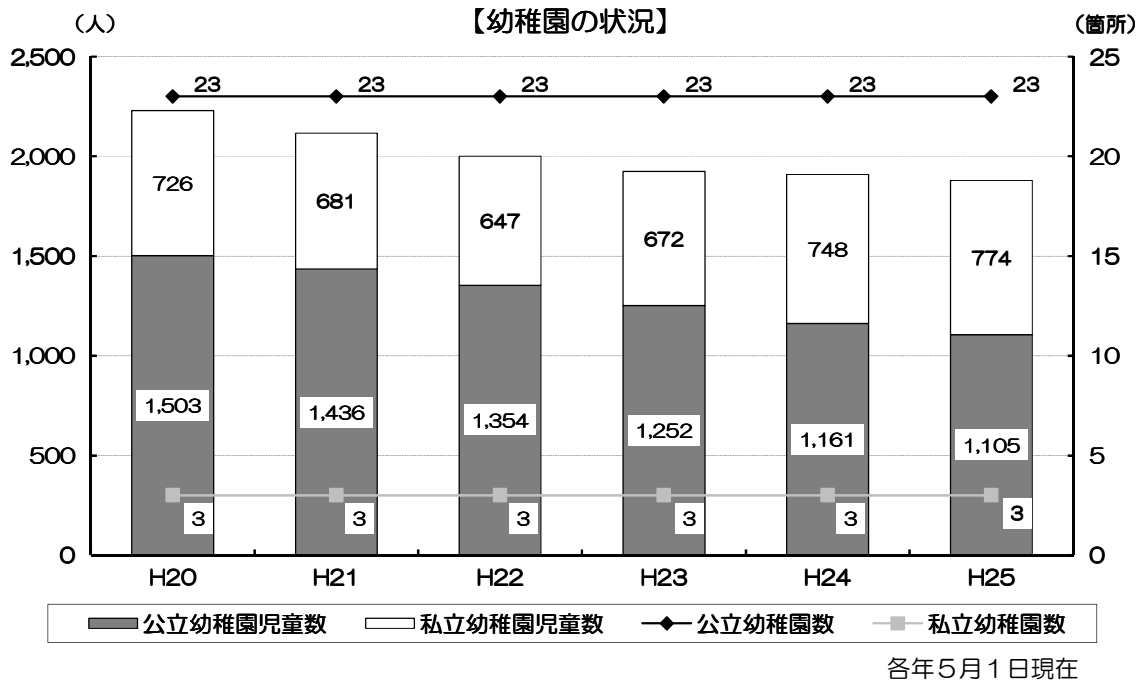
入所児童数月報（各年 4 月 1 日現在）



(3) 幼稚園の状況

平成 25 年現在、岸和田市には公立幼稚園が 23 園、私立幼稚園が 3 園あります。公立幼稚園の児童数は年々減少していますが、私立幼稚園の児童数は平成 23 年以降増加しています。

幼稚園に入所している児童の 87%は 4～5 歳児が占めています。

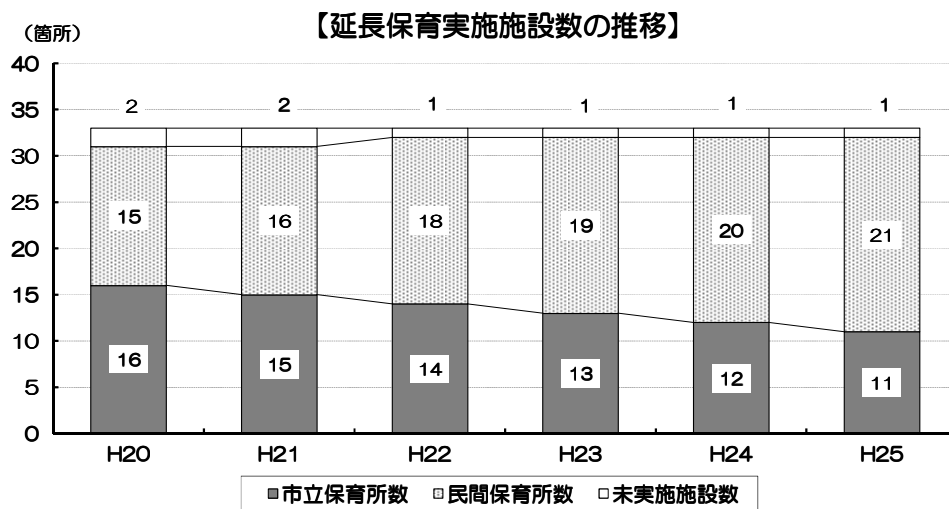


第3節 地域子ども・子育て支援事業対象事業の状況

1. 地域子ども・子育て支援事業対象事業

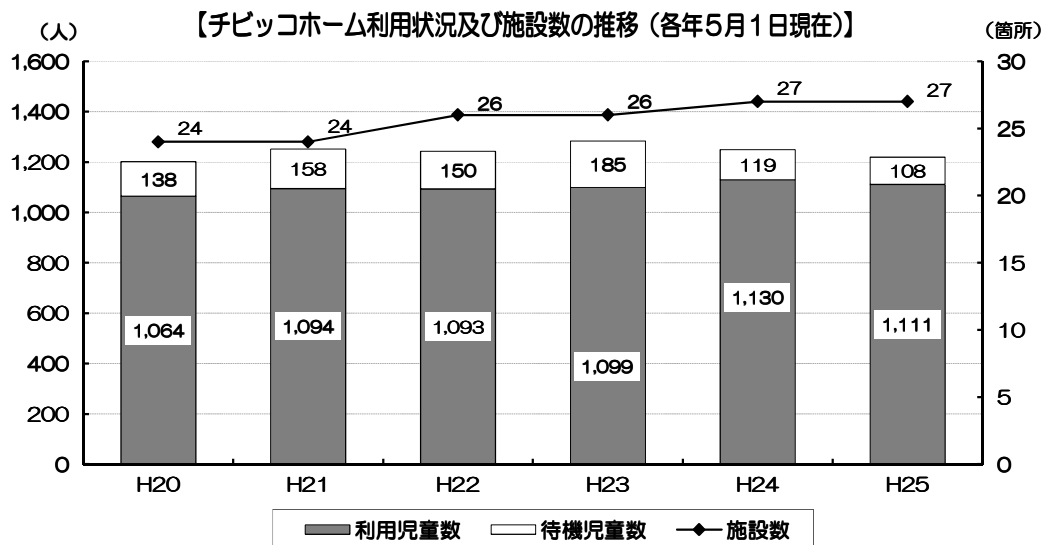
(1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応しています。



(2) 放課後児童健全育成事業

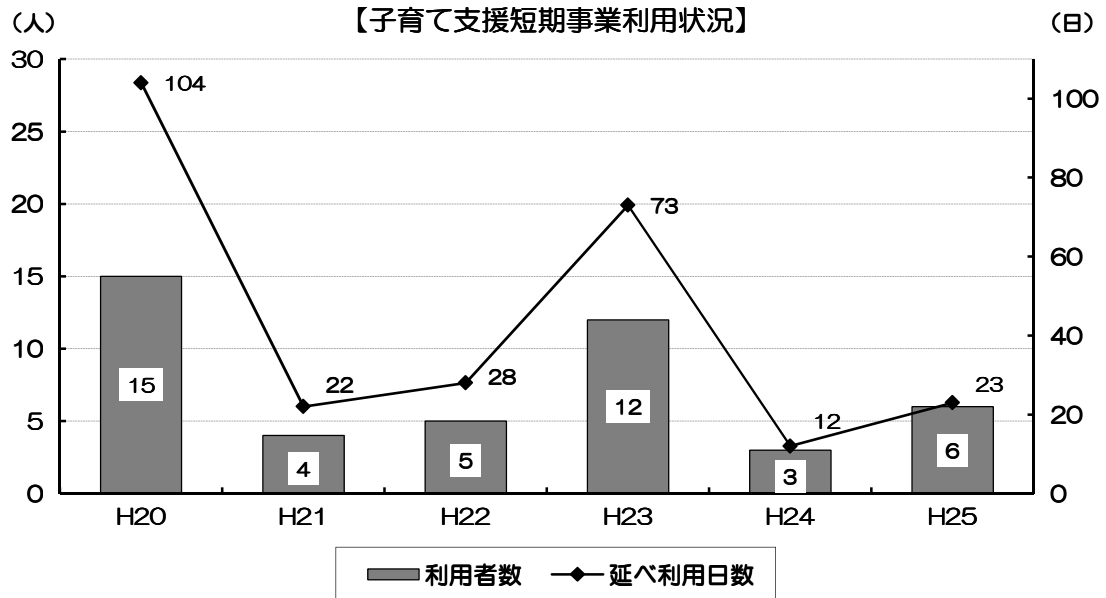
保護者の就労や疾病等により放課後等に家庭で保育を受けられない児童を対象に、健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業としてチビッコホームを開設・運営しています。



ア 対象児童 小学校1年生～3年生
 イ 実施小学校 公設公営：小学校23校（27施設/専用施設、余裕教室等で実施） ※民設民営2施設除く
 ウ 実施日 日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日
 エ 実施時間 授業終了時から午後6時30分まで
 （土曜日、長期休暇等の学校休業日は、午前8時30分から午後6時30分）

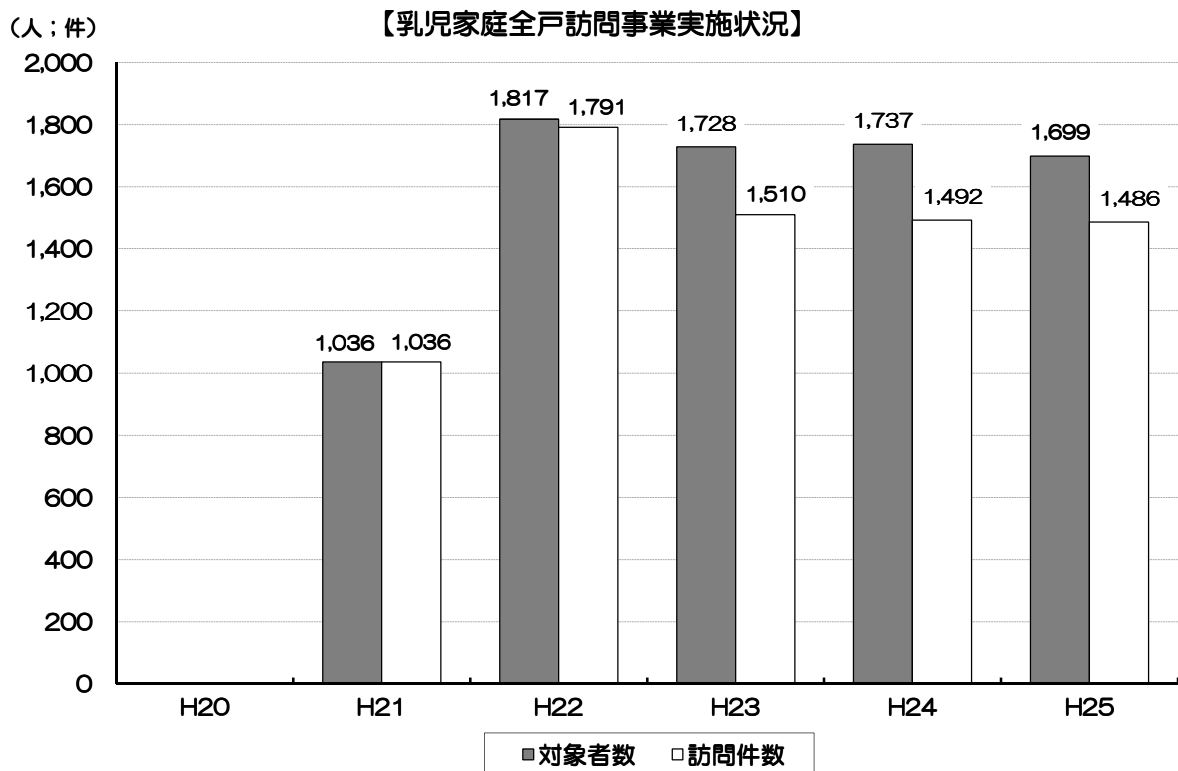
(3) 子育て短期支援事業

家庭において保護者の疾病や出産等の理由で一時的に養育することが困難になった児童を、児童養護施設等でお預かりする制度です。



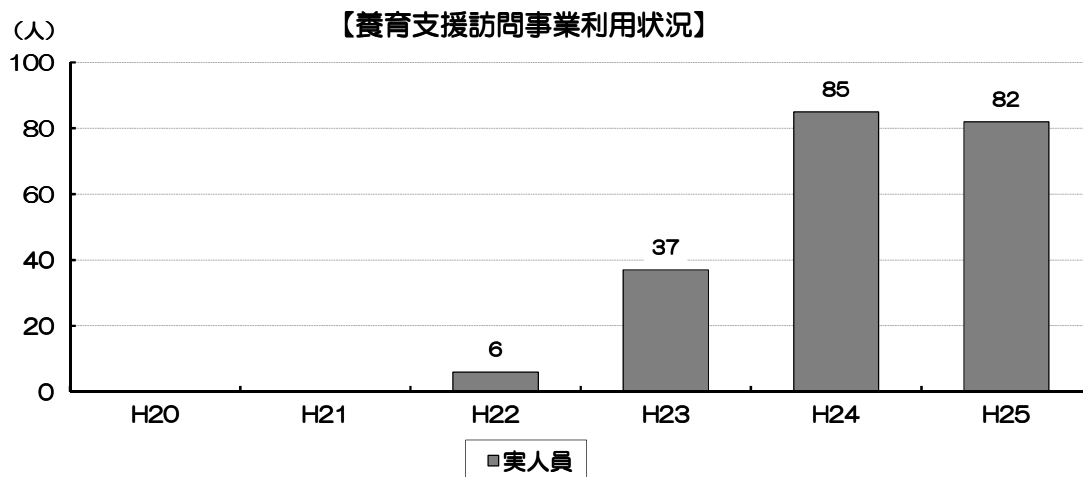
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（平成21年9月から実施）

民生委員児童委員協議会の協力で、生後2か月頃の赤ちゃんがいるすべてのご家庭を訪問し、家庭での様子や家族の話をお聞きし、育児情報をお届けする『こんにちは赤ちゃん訪問事業』を実施しています。



（５）養育支援訪問事業（平成 22 年 12 月から実施）

乳幼児を育てる（出産を控えた妊婦も含む）特に支援の必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士・栄養士・臨床心理士などが訪問し、適切な養育にむけた指導や助言を行い、子育て支援を行います。



（６）地域子育て支援拠点事業

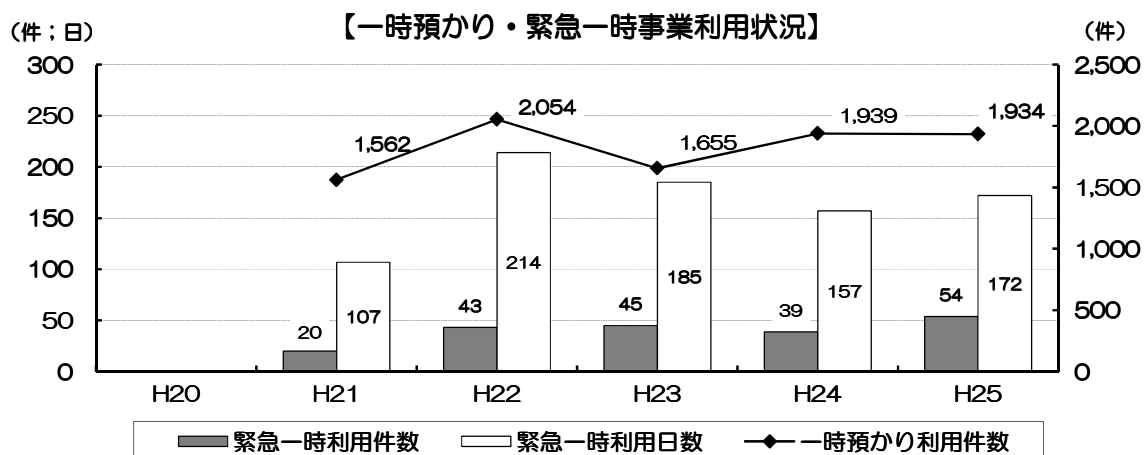
育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報の提供、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

センター型	2 箇所	
	公立（市立子育て支援センターさくらだい）	平成 19 年度から
	民間（岸和田地域子育て支援センター）	平成 13 年度から

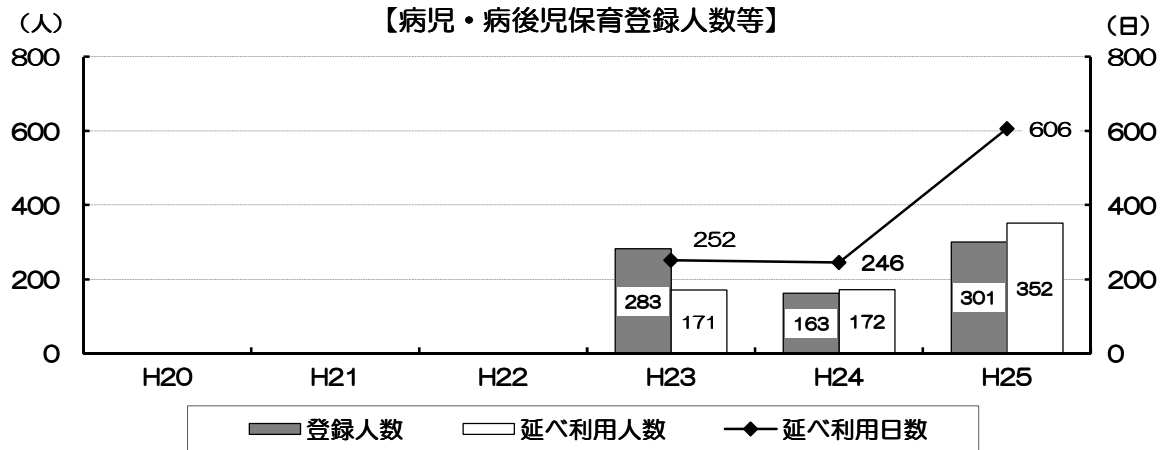
（７）一時預かり事業

保護者の就労、就学によって家庭での保育が困難な場合や保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭などによって、緊急に保育が必要な場合、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育が必要な場合などに一時的に預かる事業です。（平成 21 年 5 月から市立桜台保育所で一時預かりを、公立保育所と民営化保育所において緊急一時預かり事業を実施。）



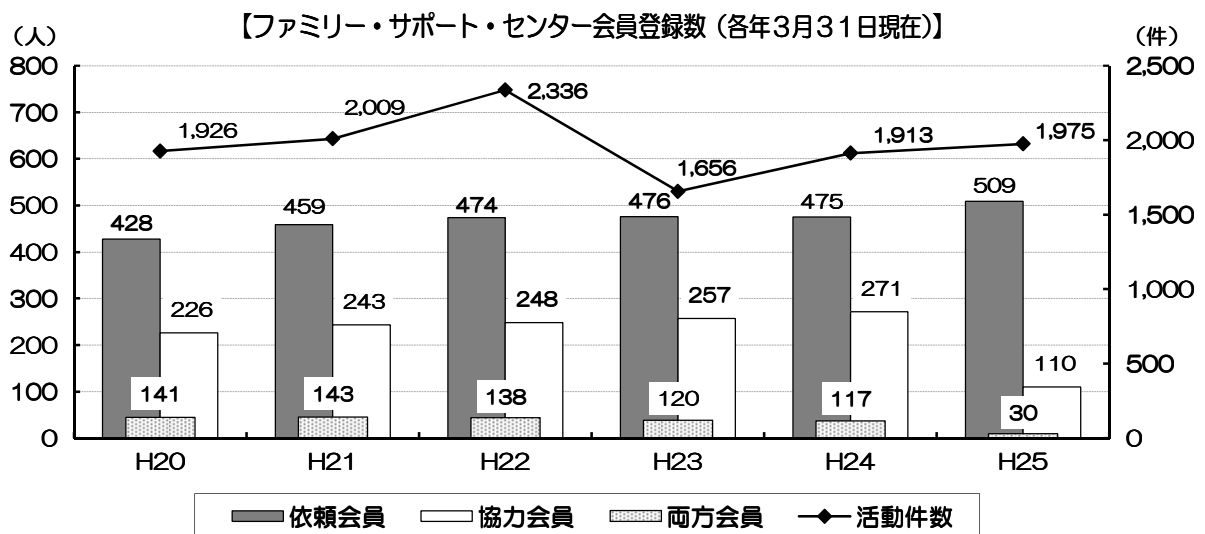
(8) 病児・病後児保育事業

保育所に通所中の児童等が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期、一時的に当該児童の保育を行っています。市内クリニック（1か所）において平成23年から事業を実施しています。



(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行います。

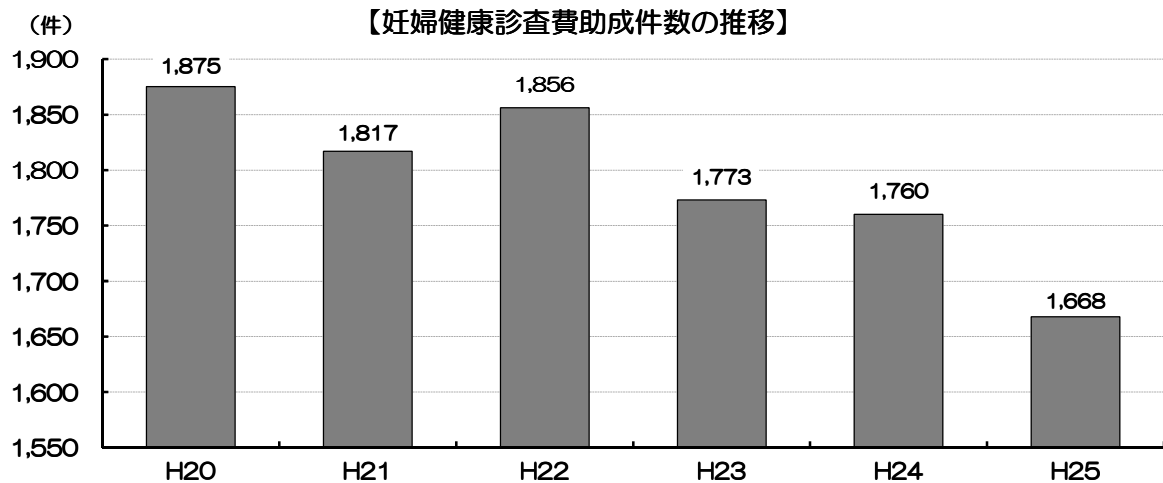


【援助活動実績（平成25年度）】

活動内容	件数 (件)
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	791
(2) 保育施設までの送迎	155
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	367
(4) 学校の放課後の子どもの預かり	153
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	1
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり	22
(7) その他	486
合 計	1,975

（１０）妊婦健康診査

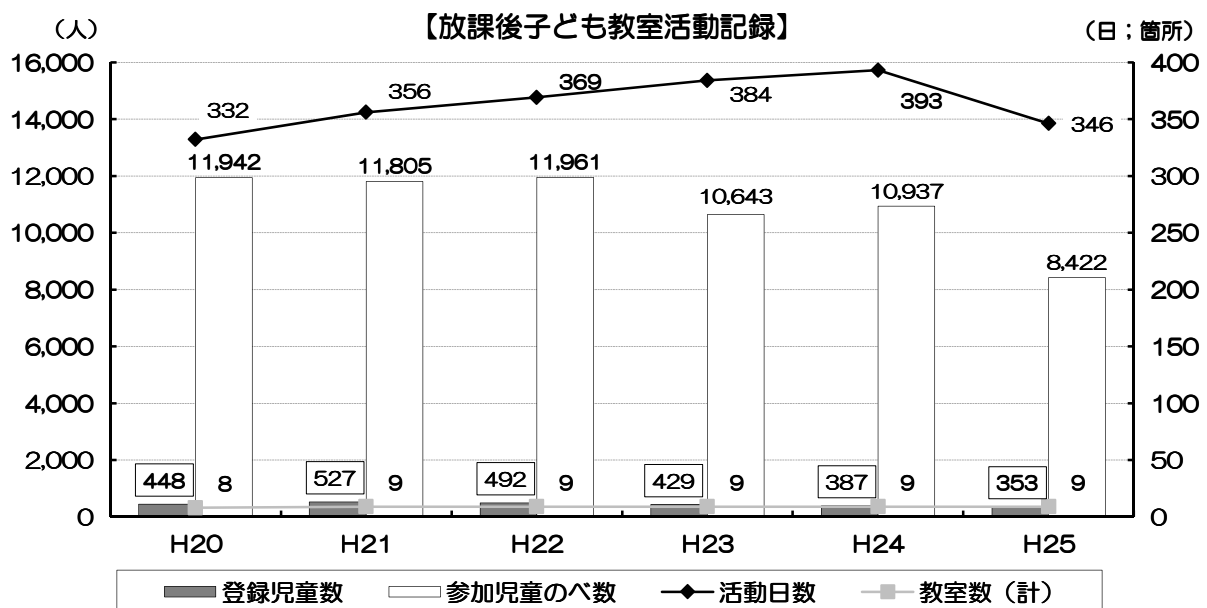
妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な健診受診を促進しています。



2.その他

（１）放課後子ども教室事業

学校等を活用して、安全・安心な子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の方々の参画を得て、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末に、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。



第4節 地域の産業と就業構造の動向

(1) 就業構造と産業別就業者割合

本市に住んでいる就業者は、平成 22 年の国勢調査によると 85,638 人で、第3次産業が 66.7%を占めています。第3次産業の中では卸・小売業とサービス業で 50.2%を占めています。

昭和 60 年と比較すると、第2次産業の製造業の減少と第3次産業のサービス業の増加が特徴的です。

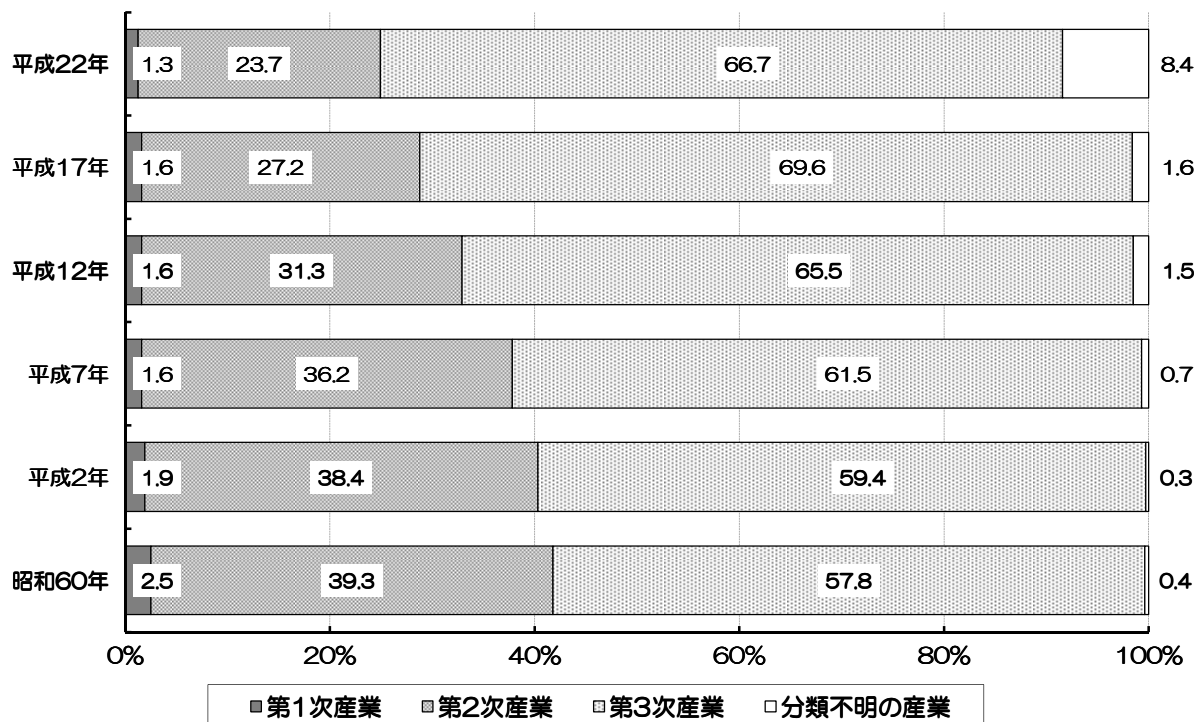
【就業構造】

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総人口	185,731		188,563		194,818		200,104		201,000		199,234	
就業者数	82,820	100.0	87,859	100.0	92,930	100.0	89,791	100.0	87,556	100.0	85,638	100.0
第 1 次産業	2,040	2.5	1,654	1.9	1,512	1.6	1,463	1.6	1,388	1.6	1,076	1.3
農業	1,760	2.1	1,360	1.5	1,236	1.3	1,156	1.3	1,146	1.3	890	1.0
林業、狩猟業	17	0.0	12	0.0	7	0.0	29	0.0	★	-	7	0.0
漁業、水産養殖業	263	0.3	282	0.3	269	0.3	278	0.3	241	0.3	179	0.2
第 2 次産業	32,533	39.3	33,752	38.4	33,607	36.2	28,141	31.3	23,820	27.2	20,265	23.7
製造業	25,209	30.4	24,893	28.3	23,001	24.8	18,048	20.1	15,020	17.2	13,070	15.3
建設業	7,322	8.8	8,850	10.1	10,588	11.4	10,077	11.2	8,794	10.0	7,188	8.4
その他	2	0.0	9	0.0	18	0.0	16	0.0	6	0.0	7	0.0
第 3 次産業	47,880	57.8	52,167	59.4	57,161	61.5	58,810	65.5	60,919	69.6	57,089	66.7
運輸・情報通信業	5,617	6.8	6,056	6.9	7,082	7.6	7,467	8.3	7,849	9.0	7,589	8.9
卸売、小売業	19,501	23.5	20,174	23.0	21,088	22.7	20,859	23.2	16,843	19.2	14,485	16.9
金融・保険業	3,016	3.6	3,303	3.8	3,231	3.5	2,728	3.0	2,298	2.6	2,080	2.4
不動産業	670	0.8	1,106	1.3	1,179	1.3	1,201	1.3	1,460	1.7	1,723	2.0
サービス業	16,110	19.5	18,558	21.1	21,119	22.7	23,517	26.2	29,512	33.7	28,492	33.3
その他	2,966	3.6	2,970	3.4	3,462	3.7	3,038	3.4	2,942	3.4	2,720	3.2
分類不明の産業	367	0.4	286	0.3	650	0.7	1,377	1.5	1,429	1.6	7,208	8.4

★は少人数のため

資料：国勢調査

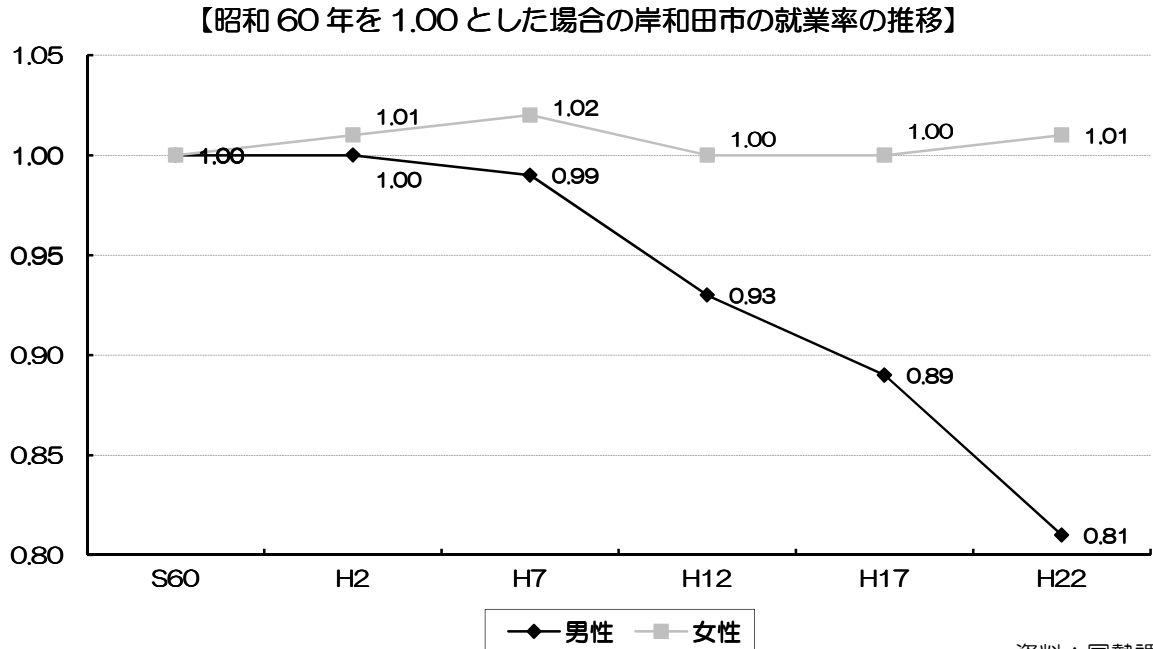
【産業別就業者割合の推移】



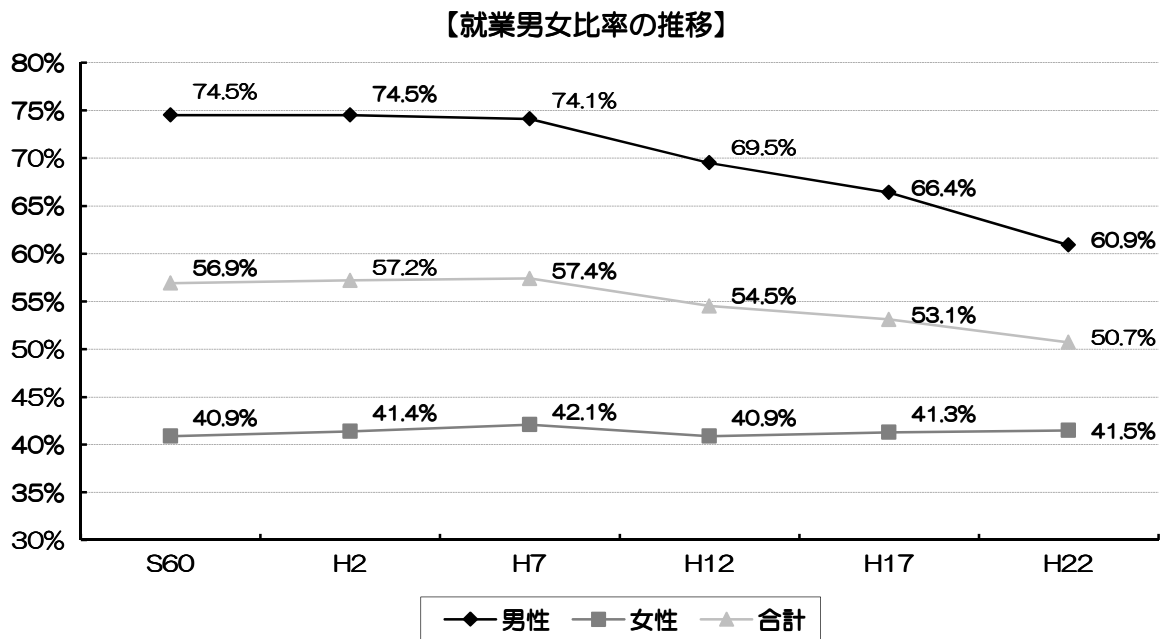
資料：国勢調査

(2) 就業の状況

昭和 60 年度 1.00 とした場合の就業率の推移では、男性の就業率が年々低下する一方で、女性の就業率は昭和 60 年からあまり変わっていません。

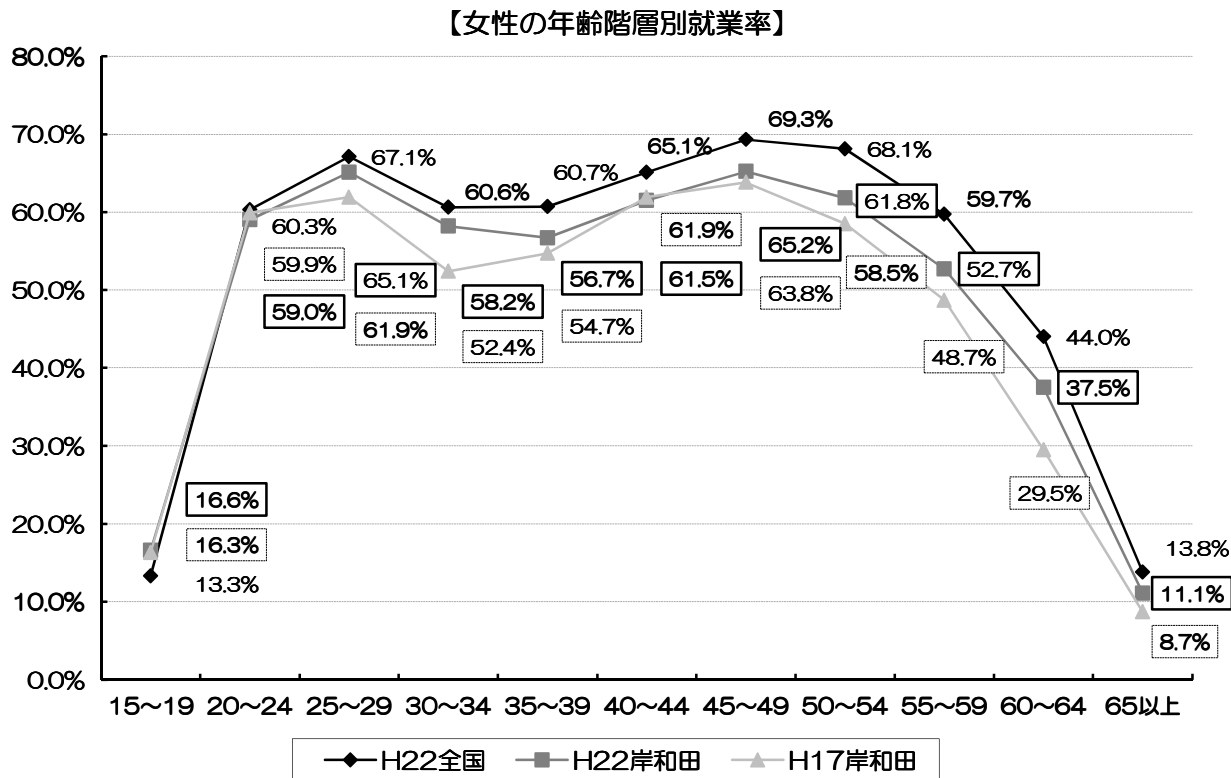


また、就業男女比率の推移においても、前述と同じく男性の比率が年々低下する一方で、女性の比率は昭和 60 年からあまり変わっていません。



(3) 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率は、15 歳から 19 歳の階層を除き、全国よりやや低い値で推移しています。平成 22 年の本市の状況は、25 歳から子育て等が一段落すると思われる 39 歳までについては、平成 17 年より上昇し、全国値に近い値となっています。



資料：国勢調査

第3章 子ども・子育て支援施策の推進方法

第1節 教育・保育提供区域の設定

本計画では、岸和田市総合計画において3次生活圏※として設定される「都市中核地域」、「岸和田北部地域」、「葛城の谷地域」、「岸和田中部地域」、「久米田地域」、「牛滝の谷地域」の6地域を、教育・保育提供区域として設定し、それぞれの区域において教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保を行います。



※3次生活圏

岸和田市では、市民のコミュニティの単位として、3段階の生活圏を設定してまちづくりを進めている。
1次生活圏は生活の基本単位である小学校区（24校区）、2次生活圏は中学校区（11校区）、3次生活圏は地域的なまとまりを考慮して2次生活圏を複数個合わせた地域（6地域）となっている。

6 地域の特徴はそれぞれ次の通りです。

■都市中核地域

行政の中心地として古くから発展してきた市街地で、岸和田城をはじめとした歴史・文化資源の蓄積もあり、南海岸和田駅を中心にさまざまな都市機能が集まり発展してきました。

■岸和田北部地域

古くから農漁村として開ける一方、紀州街道沿いは門前町・街道町として栄えるなど、自律性の高い地域として発展してきました。

■葛城の谷地域

津田川流域に位置し、JR 東岸和田駅を中心とした平地部の都市機能・丘陵部の良好な住宅地と農用地・山間部の森林などがバランスよく配置されています。

■岸和田中部地域

春木川の中・上流地域に位置し、主として住宅地や農用地として利用されていて、全体として田園風景が多く残されており、良好な住環境を形成しています。

■久米田地域

牛滝川と春木川に挟まれ、久米田池・久米田寺を中心に発展した地域で、豊富な歴史資源と自然環境が調和した良好な市街地が形成されています。

■牛滝の谷地域

ほぼ牛滝川に沿った形で市街地、農村・田園、森林がゆるやかに連続している地域で、豊富な遺跡・歴史資源にも恵まれた良好な市街地を形成しています。

【6 地域別の保育所・幼稚園数と小・中学校区】

区域	中学校区	小学校区	幼稚園	保育所
都市中核	岸城	中央	公：5 園 民：1 園	公：4 園 民：3 園
		城内		
		浜		
	野村	朝陽		
	光陽	東光		
		大宮		
岸和田北部	春木	春木	公：4 園 民：1 園	公：2 園 民：6 園
		大芝		
	北	城北		
		新条		
葛城の谷	土生	旭	公：5 園 民：1 園	公：2 園 民：3 園
		太田		
	葛城	天神山		
		修斉		
岸和田中部	桜台	光明	公：2 園 民：0 園	公：1 園 民：3 園
		常盤		
久米田	久米田	八木北	公：3 園 民：0 園	公：1 園 民：3 園
		八木		
		八木南		
牛滝の谷	山直	山直北	公：4 園 民：0 園	公：1 園 民：4 園
		城東		
		山直南		
	山滝	山滝		
計	11 校区	24 校区	公：23 園 民：3 園	公：11 園 民：22 園

第2節 教育・保育等の量の見込み及び確保に関する事項

1.教育・保育の概要

本事業では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育での教育・保育を実施します。
それぞれの事業の概要は下記の通りです。

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

認定こども園：教育と保育を一体的に行う施設。

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。
(平成18年導入)

保育所：就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。

地域型保育：施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。

①家庭的保育(保育ママ)、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

これまでは、幼稚園及び認定こども園への入園を希望する場合は施設に直接申込み、保育所への入所を希望する場合は市の窓口に申請する仕組みでしたが、新制度では、幼稚園(新制度の確認を受けた園に限る)及び認定こども園、保育所のいずれの施設を希望する場合も、まずは市に申請して、「保育の必要性の認定^{※1}」を受け、「認定証」を発行してもらう必要があります。

「保育の必要性の認定」には、次の3つの認定区分が設けられています。

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども

【施設等利用先】幼稚園、認定こども園

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【施設等利用先】保育所、認定こども園

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

【施設等利用先】保育所、認定こども園、小規模保育等

※1 子ども・子育て支援法

第19条(支給要件)、第20条(市町村の認定等)(P.57 参照)

2.教育・保育の量の見込みの推計方法

教育・保育の量の見込みは、国の考え方（国ワークシートによる機械的な算出方法。以下「国基準」という）に基づき、本市における現在の保育の利用状況や保護者の利用希望等を勘案して、下表の人口推計を基に算出しています。

■人口推計

計画年度毎の人口推計は以下の通りです。

（人）

年齢	区 域	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
0 歳	全 市	1,632	1,588	1,589	1,557	1,554
	都市中核	403	397	398	397	391
	葛城の谷	276	273	278	274	275
	岸和田北部	296	303	306	299	299
	久米田	250	239	240	237	240
	岸和田中部	204	204	196	177	178
	牛滝の谷	203	172	171	173	171
1 歳	全 市	1,686	1,638	1,596	1,597	1,562
	都市中核	415	409	400	405	394
	葛城の谷	285	281	279	280	274
	岸和田北部	323	312	307	306	302
	久米田	259	246	241	243	242
	岸和田中部	228	211	198	185	178
	牛滝の谷	176	179	171	178	172
2 歳	全 市	1,810	1,764	1,712	1,666	1,667
	都市中核	443	441	427	421	421
	葛城の谷	307	301	298	293	291
	岸和田北部	346	336	330	318	321
	久米田	280	266	258	253	258
	岸和田中部	243	226	212	194	193
	牛滝の谷	191	194	187	187	183
1・2歳計	全 市	3,496	3,402	3,308	3,263	3,229
	都市中核	858	850	827	826	815
	葛城の谷	592	582	577	573	565
	岸和田北部	669	648	637	624	623
	久米田	539	512	499	496	500
	岸和田中部	471	437	410	379	371
	牛滝の谷	367	373	358	365	355

年齢	区 域	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
3 歳	全 市	1,727	1,805	1,766	1,708	1,661
	都市中核	422	448	439	435	420
	葛城の谷	293	312	309	299	291
	岸和田北部	332	343	343	328	320
	久米田	267	275	270	260	255
	岸和田中部	235	232	217	197	191
	牛滝の谷	178	195	188	189	184
4 歳	全 市	1,745	1,723	1,799	1,761	1,703
	都市中核	434	424	436	426	422
	葛城の谷	271	278	284	281	288
	岸和田北部	309	310	337	340	331
	久米田	271	274	280	263	247
	岸和田中部	253	239	253	260	232
	牛滝の谷	207	198	209	191	183
5 歳	全 市	1,738	1,744	1,724	1,801	1,761
	都市中核	434	427	419	433	435
	葛城の谷	270	281	271	291	300
	岸和田北部	308	316	324	347	342
	久米田	270	278	269	269	256
	岸和田中部	250	242	243	267	241
	牛滝の谷	206	200	198	194	187
4・5歳計	全 市	3,483	3,467	3,523	3,562	3,464
	都市中核	868	851	855	859	857
	葛城の谷	541	559	555	572	588
	岸和田北部	617	626	661	687	673
	久米田	541	552	549	532	503
	岸和田中部	503	481	496	527	473
	牛滝の谷	413	398	407	385	370
3・4・5歳計	全 市	5,210	5,272	5,289	5,270	5,125
	都市中核	1,290	1,299	1,294	1,294	1,277
	葛城の谷	834	871	864	871	879
	岸和田北部	949	969	1,004	1,015	993
	久米田	808	827	819	792	758
	岸和田中部	738	713	713	724	664
	牛滝の谷	591	593	595	574	554
合計	全 市	10,338	10,262	10,186	10,090	9,908
	都市中核	2,551	2,546	2,519	2,517	2,483
	葛城の谷	1,702	1,726	1,719	1,718	1,719
	岸和田北部	1,914	1,920	1,947	1,938	1,915
	久米田	1,597	1,578	1,558	1,525	1,498
	岸和田中部	1,413	1,354	1,319	1,280	1,213
	牛滝の谷	1,161	1,138	1,124	1,112	1,080

3.教育・保育の量の見込み及び確保に関する事項

(1) 1号・2号・3号認定区分別

■算出方法

《1号・2号認定（幼稚園・保育所等）》

- ・3歳～5歳の全児童が教育・保育を受けるものとし、1号、2号（幼稚園）、2号（保育所等）を算出しました。

《3号認定（保育所等）》

- ・0歳の『量の見込み』は、育児休業取得等の状況を加味して算出しました。
- ・1歳・2歳の『量の見込み』は、入所等の実績を基に算出しました。

■量の見込み

	認定区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量 の 見 込 み (人)	1号認定	1,927	1,954	1,959	1,950	1,895
	2号認定	幼稚園	1,104	1,116	1,119	1,114
		保育所	2,179	2,202	2,211	2,206
	1号・2号認定計	5,210	5,272	5,289	5,270	5,125
	3号認定	0歳	466	454	445	443
		1・2歳	1,616	1,572	1,508	1,494

(2) 教育・保育（幼稚園）

■量の見込み

幼稚園を利用する1号・2号認定の量の見込みです。

	認定区分	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
量 の 見 込 み (人)	1号認定	600	1,327	651	1,303	636	1,323	607	1,343	586	1,309
	2号認定	229	875	251	865	245	874	233	881	224	860
	幼稚園対象合計	829	2,202	902	2,168	881	2,197	840	2,224	810	2,169
	区 域 内 訳	①都市中核	202	549	224	531	221	531	214	537	206
		②葛城の谷	141	342	156	349	154	347	147	358	141
		③岸和田北部	159	390	172	393	171	413	162	429	156
		④久米田	128	342	137	345	134	342	127	331	124
		⑤岸和田中部	113	317	116	301	108	310	97	329	93
		⑥牛滝の谷	86	262	97	249	93	254	93	240	90

※区域内訳は、各区域の人口数で按分

■確保方針

- ・公立幼稚園における幼児教育希望対象者を3歳児まで拡充する。
- ・公立幼稚園 23 園のうち、平成 28 年度より3歳児保育を段階的に実施し、平成 31 年度までに全市で 19 園程度実施します。（25 人学級）

【平成 28 年度】6 園（ 6 クラス 150 人） 【平成 29 年度】 9 園（ 9 クラス 225 人）
【平成 30 年度】16 園（16 クラス 400 人） 【平成 31 年度】19 園（19 クラス 475 人）
（35 人学級の 4・5 歳児のクラス数の一部を3歳児に振り分けるため、全体の定員としては現状から3歳児のクラス数×10 人減少となります。）

■不足数・確保数等

幼稚園の年度ごとの確保数・過不足数です。

	認定区分	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度		
		3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	3 歳	4・5 歳	
量の見込み・不足・確保数等	岸和田市 合計	量の見込み(人)	829	2,202	902	2,168	881	2,197	840	2,224	810	2,169
		私立幼稚園在籍者見込み	365	793	397	781	387	791	369	798	356	783
		公立幼稚園定員	0	2,310	150	2,100	225	1,995	400	1,750	475	1,645
		公立幼稚園定員増減数	0	0	150	▲ 210	225	▲ 315	400	▲ 560	475	▲ 665
		過不足(人)	▲ 464	901	▲ 355	713	▲ 269	589	▲ 71	324	21	259
	①都市 中核	量の見込み	202	549	224	531	221	531	214	537	206	535
		私立幼稚園在籍者見込み	103	226	112	219	108	219	103	221	99	220
		公立幼稚園定員	0	560	25	525	50	490	100	420	125	385
		公立幼稚園定員増減数	0	0	25	▲ 35	50	▲ 70	100	▲ 140	125	▲ 175
		過不足(人)	▲ 99	237	▲ 87	213	▲ 63	178	▲ 11	104	18	70
	②葛城 の谷	量の見込み	141	342	156	349	154	347	147	358	141	369
		私立幼稚園在籍者見込み	47	128	51	131	50	130	48	134	46	138
		公立幼稚園定員	0	420	25	385	50	350	100	280	100	280
		公立幼稚園定員増減数	0	0	25	▲ 35	50	▲ 70	100	▲ 140	100	▲ 140
		過不足(人)	▲ 94	206	▲ 80	167	▲ 54	133	1	56	5	49
	③岸和 田北部	量の見込み	159	390	172	393	171	413	162	429	156	421
		私立幼稚園在籍者見込み	58	145	63	146	62	154	59	160	57	157
		公立幼稚園定員	0	420	25	385	50	350	100	280	100	280
		公立幼稚園定員増減数	0	0	25	▲ 35	50	▲ 70	100	▲ 140	100	▲ 140
		過不足(人)	▲ 101	175	▲ 84	138	▲ 59	91	▲ 3	11	1	16
	④久米 田	量の見込み	128	342	137	345	134	342	127	331	124	315
		私立幼稚園在籍者見込み	53	98	58	99	57	98	54	95	53	90
		公立幼稚園定員	0	315	25	280	25	280	50	245	75	210
		公立幼稚園定員増減数	0	0	25	▲ 35	25	▲ 35	50	▲ 70	75	▲ 105
		過不足(人)	▲ 75	71	▲ 54	34	▲ 52	36	▲ 23	9	4	▲ 15
	⑤岸和 田中部	量の見込み	113	317	116	301	108	310	97	329	93	297
		私立幼稚園在籍者見込み	48	70	52	66	51	68	49	73	47	66
		公立幼稚園定員	0	245	25	210	25	210	25	210	25	210
		公立幼稚園定員増減数	0	0	25	▲ 35	25	▲ 35	25	▲ 35	25	▲ 35
		過不足(人)	▲ 65	▲ 2	▲ 39	▲ 25	▲ 32	▲ 32	▲ 23	▲ 46	▲ 21	▲ 21
	⑥牛滝 の谷	量の見込み	86	262	97	249	93	254	93	240	90	232
		私立幼稚園在籍者見込み	56	126	61	120	59	122	56	115	54	112
		公立幼稚園定員	0	350	25	315	25	315	25	315	50	280
		公立幼稚園定員増減数	0	0	25	▲ 35	25	▲ 35	25	▲ 35	50	▲ 70
		過不足(人)	▲ 30	214	▲ 11	186	▲ 9	183	▲ 12	190	14	160

※『過不足＝（幼稚園在籍者見込み＋公立幼稚園定員＋増減数）－量の見込み』 ▲表示＝不足

※公立幼稚園定員増減数は、平成 27 年度定員数に対する数

※全市では平成 31 年度に充足しますが、区域ごとで見ると不足の地域もあります。年次的に状況を見ながら段階的に実施していきます。

(3) 教育・保育（保育所等）

■量の見込み

保育所等を利用する2号・3号認定の量の見込みです。

《2号認定》

	認定区分	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
量の 見込み (人)	2号認定合計	898	1,281	903	1,299	885	1,326	868	1,338	851	1,295
	①都市中核	220	319	224	320	218	324	221	322	214	322
	②葛城の谷	152	199	156	210	155	208	152	214	150	219
	③岸和田北部	173	227	171	233	172	248	166	258	164	252
	④久米田	139	199	138	207	136	207	133	201	131	188
	⑤岸和田中部	122	186	116	180	109	186	100	198	98	176
	⑥牛滝の谷	92	151	98	149	95	153	96	145	94	138

※区域内訳は、各区域の人口数で按分

《3号認定》

	認定区分	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の 見込み (人)	3号認定合計	466	1,616	454	1,572	454	1,529	445	1,508	443	1,494
	①都市中核	116	397	113	394	113	382	114	382	112	377
	②葛城の谷	79	273	78	269	79	266	78	265	78	261
	③岸和田北部	84	309	87	299	88	295	85	288	85	288
	④久米田	71	249	69	236	69	231	68	229	68	232
	⑤岸和田中部	58	218	58	201	56	190	51	175	51	172
	⑥牛滝の谷	58	170	49	173	49	165	49	169	49	164

※区域内訳は、各区域の人口数で按分

■確保方針

- ・保育所（園）において分園、定員の見直しや施設の増改築・建替等を行い、提供体制を確保します。

【平成 27 年度】 分園・小規模 A 型（4施設）

【平成 28 年度】 定員見直（29 施設）、分園（1 施設）、建替（1 施設）

【平成 29 年度】 分園・小規模 A 型（3施設）、建替（1 施設）

【平成 30 年度】 分園（1 施設）、建替（1 施設）

【平成 31 年度】 増改築（2 施設）、建替（1 施設）

認定区分			H27 年度				H28 年度				H29 年度				H30 年度				H31 年度				
			0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	
確 保 数（人）	各歳児合計	合 計	20	60	0	0	128	326	100	137	15	68	8	▲ 3	8	38	6	▲ 3	15	34	8	13	
		定員見直	0	0	0	0	113	298	86	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		分園等	20	60	0	0	6	16	8	0	12	54	2	0	5	24	0	0	12	30	2	6	
		建 替	0	0	0	0	9	12	6	▲ 7	3	14	6	▲ 3	3	14	6	▲ 3	3	4	6	7	
	区 域 内 訳	①都市 中核	合 計	3	16	0	0	18	74	22	18	0	0	0	0	3	14	6	▲ 3	6	24	0	0
			定員見直					12	58	14	18												
			分園等	3	16	0	0	6	16	8	0									6	24	0	0
			建 替														3	14	6	▲ 3			
		②葛城 の谷	合 計	0	0	0	0	24	43	15	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			定員見直					24	43	15	12												
			分園等																				
			建 替																				
		③岸和 田北部	合 計	6	24	0	0	43	89	30	37	3	16	0	0	5	24	0	0	3	4	6	7
			定員見直					34	77	24	44												
			分園等	6	24	0	0					3	16	0	0	5	24	0	0				
			建 替					9	12	6	▲ 7									3	4	6	7
		④久米 田	合 計	0	0	0	0	7	32	13	6	6	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			定員見直					7	32	13	6												
			分園等									6	22	2	0								
			建 替																				
		⑤岸和 田中部	合 計	7	12	0	0	11	44	12	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			定員見直					11	44	12	43												
			分園等	7	12	0	0																
			建 替																				
	⑥牛滝 の谷	合 計	4	8	0	0	25	44	8	21	6	30	6	▲ 3	0	0	0	0	6	6	2	6	
		定員見直					25	44	8	21													
		分園等	4	8	0	0					3	16	0	0					6	6	2	6	
		建 替									3	14	6	▲ 3									

■不足数・確保数等

保育所（園）の年度ごとの不足数・確保数です。

「量の見込み」から、現保育所（園）の「定員」及び「確保」を差し引き「過不足（確保必要数）」を算出しています。

認定区分			H27 年度				H28 年度				H29 年度				H30 年度				H31 年度				
			0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	0 歳	1・2 歳	3 歳	4・5 歳	
量の見込み・不足・確保数等	岸和田市 合計	量の見込み(人)	466	1,616	898	1,281	454	1,572	903	1,299	454	1,529	885	1,326	445	1,508	868	1,338	443	1,494	851	1,295	
		定員(人)	259	1,069	753	1,619	259	1,069	753	1,619	259	1,069	753	1,619	259	1,069	753	1,619	259	1,069	753	1,619	
		確保(人)	20	60	0	0	148	386	100	137	163	454	108	134	171	492	114	131	186	526	122	144	
		過不足(人)	▲187	▲487	▲145	338	▲47	▲117	▲50	457	▲32	▲6	▲24	427	▲15	53	▲1	412	2	101	24	468	
	区 域 内 訳	①都市 中核	量の見込み(人)	116	397	220	319	113	394	224	320	113	382	218	324	114	382	221	322	112	377	214	322
			定員(人)	42	177	139	312	42	177	139	312	42	177	139	312	42	177	139	312	42	177	139	312
			確保(人)	3	16	0	0	21	90	22	18	21	90	22	18	24	104	28	15	30	128	28	15
			過不足(人)	▲71	▲204	▲81	▲7	▲50	▲127	▲63	10	▲50	▲115	▲57	6	▲48	▲101	▲54	5	▲40	▲72	▲47	5
		②葛城 の谷	量の見込み(人)	79	273	152	199	78	269	156	210	79	266	155	208	78	265	152	214	78	261	150	219
			定員(人)	36	167	105	232	36	167	105	232	36	167	105	232	36	167	105	232	36	167	105	232
			確保(人)	0	0	0	0	24	43	15	12	24	43	15	12	24	43	15	12	24	43	15	12
			過不足(人)	▲43	▲106	▲47	33	▲18	▲59	▲36	34	▲19	▲56	▲35	36	▲18	▲55	▲32	30	▲18	▲51	▲30	25
		③岸和 田北部	量の見込み(人)	84	309	173	227	87	299	171	233	88	295	172	248	85	288	166	258	85	288	164	252
			定員(人)	51	254	204	421	51	254	204	421	51	254	204	421	51	254	204	421	51	254	204	421
			確保(人)	6	24	0	0	49	113	30	37	52	129	30	37	57	153	30	37	60	157	36	44
			過不足(人)	▲27	▲31	31	194	13	68	63	225	15	88	62	210	23	119	68	200	26	123	76	213
		④久米 田	量の見込み(人)	71	249	139	199	69	236	138	207	69	231	136	207	68	229	133	201	68	232	131	188
			定員(人)	37	130	88	195	37	130	88	195	37	130	88	195	37	130	88	195	37	130	88	195
			確保(人)	0	0	0	0	7	32	13	6	13	54	15	6	13	54	15	6	13	54	15	6
			過不足(人)	▲34	▲119	▲51	▲4	▲25	▲74	▲37	▲6	▲19	▲47	▲33	▲6	▲18	▲45	▲30	0	▲18	▲48	▲28	13
		⑤岸和 田中部	量の見込み(人)	58	218	122	186	58	201	116	180	56	190	109	186	51	175	100	198	51	172	98	176
			定員(人)	51	179	103	207	51	179	103	207	51	179	103	207	51	179	103	207	51	179	103	207
			確保(人)	7	12	0	0	18	56	12	43	18	56	12	43	18	56	12	43	18	56	12	43
			過不足(人)	0	▲27	▲19	21	11	34	▲1	70	13	45	6	64	18	60	15	52	18	63	17	74
	⑥牛滝 の谷	量の見込み(人)	58	170	92	151	49	173	98	149	49	165	95	153	49	169	96	145	49	164	94	138	
		定員(人)	42	162	114	252	42	162	114	252	42	162	114	252	42	162	114	252	42	162	114	252	
		確保(人)	4	8	0	0	29	52	8	21	35	82	14	18	35	82	14	18	41	88	16	24	
		過不足(人)	▲12	0	22	101	22	41	24	124	28	79	33	117	28	75	32	125	34	86	36	138	

※『過不足 ＝（ 定員 ＋ 確保 ）－ 量の見込み』 ▲表示＝不足”

※全市では平成 31 年度に充足しますが、区域ごとで見ると不足の地域もあります。保育所の利用につきましては、校区等の設定はありませんので、どこの区域の保育所も申し込みは可能です。

第3節 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項

1. 各子ども・子育て支援事業の概要

本計画では、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、以下の13事業を実施します。
(子ども・子育て支援法第59条第1号から第13号に規定する事業)

項 目		事業の概要
1	利用者支援【新規】	子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により、通常の利用時間以外の時間において保育を行う事業。
3	放課後児童クラブ (チビッコホーム)	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。 新制度では、対象者を6年生まで拡大。
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。宿泊可。
5	乳児家庭全戸訪問事業 (にんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業。
6	養育支援訪問事業	支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育にむけた指導や助言を行い、子育て支援を行う事業。

項 目		事業の概要
7	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談等を実施する事業。 ・一般型：週3日以上、かつ1日5時間以上開設 ・連携型：週3日以上、かつ1日3時間以上の開設
8	一時預かり事業 (幼稚園)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。 ※一時預かり事業には、保育所型（保育所で実施）と地域密着型（地域子育て支援拠点等で実施）がある。また、一時預かり事業に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を修了した者を配置する類型（地域密着Ⅱ型）がある。
	一時預かり事業 (保育所)	
9	病児・病後児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）
11	妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査を行う事業。（母子保健法第13条により規定）
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】※	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業。
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】※	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業。（特別支援教育に関する支援等）

※事業12及び13は、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて今後検討します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項

(1) 利用者支援

■算出方法

- ・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、本事業の量の見込みを算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1

■確保方針

- ・平成 31 年度までに本庁舎窓口で事業実施を行います。

(2) 延長保育事業

■算出方法

- ・公立・民間保育所 33 カ所で延長保育事業を行っているので、施設の定員を量の見込みとして算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	3,700	4,271	4,291	4,311	4,331

■確保方針

- ・現施設で確保出来ています。

(3) 放課後児童クラブ（チビッコホーム）

■算出方法

・小学生全員を対象に「チビッコホームアンケート調査」を実施して、この結果を用いて小学校区別に算出しています。

■量の見込み

《全体》

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
量の見込み（人）	合計	1,822	合計	1,787	合計	1,755	合計	1,753	合計	1,749
	低学年	1,207	低学年	1,196	低学年	1,176	低学年	1,171	低学年	1,174
	高学年	615	高学年	591	高学年	579	高学年	582	高学年	575
確保量（人）	1,432		1,578		1,667		1,724		1,749	
過不足数（不足は▲表示）	▲ 390		▲ 209		▲ 88		▲ 29		0	

《小学校区別》

（単位：人）

校区	低学年 実績	量の見込み（低学年）					量の見込み（高学年）					量の見込み（合計）				
	H25.4.1	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
全市	1,218	1,207	1,196	1,176	1,171	1,174	615	591	579	582	575	1,822	1,787	1,755	1,753	1,749
中央	26	25	24	24	24	24	12	12	12	12	11	37	36	36	36	35
城内	98	98	98	97	95	96	45	44	43	43	42	143	142	140	138	138
浜	13	13	13	12	12	12	7	6	6	6	6	20	19	18	18	18
朝陽	63	62	62	61	61	62	32	31	30	30	31	94	93	91	91	93
東光	87	86	85	83	82	81	41	39	38	38	37	127	124	121	120	118
大宮	60	59	59	57	57	57	29	28	27	27	27	88	87	84	84	84
旭	91	88	86	84	85	85	44	42	40	41	41	132	128	124	126	126
太田	52	51	51	51	50	50	25	24	24	23	23	76	75	75	73	73
天神山	40	38	38	36	36	35	21	20	19	19	19	59	58	55	55	54
修斉	26	26	26	26	26	26	14	13	13	13	13	40	39	39	39	39
東葛城	0	6	6	5	5	5	2	2	2	2	2	8	8	7	7	7
春木	43	41	41	40	40	40	22	21	21	21	21	63	62	61	61	61
大芝	61	61	60	59	60	61	28	27	27	28	28	89	87	86	88	89
城北	50	49	48	46	45	45	24	23	22	22	21	73	71	68	67	66
新条	60	58	57	57	57	58	31	30	29	30	30	89	87	86	87	88
八木北	55	55	54	53	54	55	27	26	26	26	26	82	80	79	80	81
八木	63	62	62	62	61	61	36	35	34	34	34	98	97	96	95	95
八木南	47	45	45	44	44	44	23	22	22	22	21	68	67	66	66	65
光明	56	59	61	61	63	64	30	30	30	32	32	89	91	91	95	96
常盤	95	97	96	95	94	94	43	42	41	41	41	140	138	136	135	135
山直北	71	69	68	67	66	67	43	41	40	40	39	112	109	107	106	106
城東	30	30	28	28	26	25	20	18	18	17	16	50	46	46	43	41
山直南	22	21	20	20	20	20	12	11	11	11	11	33	31	31	31	31
山滝	9	8	8	8	8	7	4	4	4	4	3	12	12	12	12	10

■確保方針

- ・定員に余裕のあるホームより順次高学年（４年生以上）の受入れを行います。利用希望者が定員を超えているホームは、小学校の余裕教室等が活用できる校区においては、利用者の受入れ量を順次確保していきます。
- ・特に 17 時までの利用者の受け入れを推し進めるとともに、保育室が確保できない校区については、民間施設の利用・民間への委託を進め、利用者の拡大に対応していきます。

（４）子育て短期支援事業《ショートステイ》《トワイライトステイ》

《ショートステイ》

■算出方法

- ・平成 25 年度実績の利用平均日数を用いて算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	90	89	88	86	85
確保量（人日）	100	100	100	100	100
過不足数（不足は▲表示）	10	11	12	14	15

■確保方針

- ・確保は出来ていますので、希望があれば、従来通り実施していきます。

《トワイライトステイ》

■算出方法

- ・利用の実績はありませんが、一定の量を見込んでいます。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	10	10	10	10	10
確保量（人日）	10	10	10	10	10
過不足数（不足は▲表示）	0	0	0	0	0

■確保方針

- ・確保は出来ていますので、利用希望があったときには対応していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

■算出方法

- ・生後2か月頃の乳児がいるすべての世帯を訪問していることから、新生児数（0歳人口推計）を量の見込みとしています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	1,632	1,588	1,589	1,557	1,554

■確保方針

- ・対象となる全世帯の訪問を実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

■算出方法

- ・養育支援訪問事業は支援が必要な世帯に実施しているため、新生児数（0歳人口推計）及び平成24年度及び平成25年度の実績から算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	79	77	77	76	76

■確保方針

- ・養育支援が必要な世帯については、従来通り実施していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

■算出方法

- ・子育て支援を2カ所の拠点及び公立保育所・民間保育園で園庭開放や電話相談等をおこなっていますので、実績に基づき算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

■確保方針

- ・地域子育て支援拠点事業については、現施設で事業の充実を図っていきます。
- ・公立保育所や民間保育園においても子育て支援を行っていますので、今後も引き続き行っていきます。
- ・他機関の連携についても、岸和田市子育て支援地域協議会を通じて充実していきます。

(8) 一時預かり事業<幼稚園><保育所>

<幼稚園>

■算出方法

- ・利用意向を基に算出しています。

■量の見込み

		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
量の見込み (人日)	合計	157,513		157,546		157,539		157,416		157,296	
	内訳	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
		4,814	152,699	4,847	152,699	4,840	152,699	4,717	152,699	4,597	152,699

■確保方針

- ・現在、アフタースクール事業として公立幼稚園 23 か所で実施しています。
23 か所×30 名/日×5 日/週×52 週=179,400 人日。
- ・平成 28 年度より 3 歳児保育実施園についてはアフタースクールの定員を 30 名から 55 名に増加します。
【平成 28 年度】 (17 か所×30 名/日+ 6 か所×55 名/日) ×5 日/週×52 週=218,400 人日
【平成 29 年度】 (14 か所×30 名/日+ 9 か所×55 名/日) ×5 日/週×52 週=237,900 人日
【平成 30 年度】 (7 か所×30 名/日+16 か所×55 名/日) ×5 日/週×52 週=283,400 人日
【平成 31 年度】 (4 か所×30 名/日+19 か所×55 名/日) ×5 日/週×52 週=302,900 人日
- ・また、アフタースクールの終了時間を現在の午後 4 時 30 分から午後 6 時に延長します。

<保育所>

■算出方法

- ・在宅の子育て世帯の利用意向を基に算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (人日)	6,460	6,379	6,308	6,186	6,094

■確保方針

- ・現施設での受入れ可能人日は「8,060 人日」(下記参照)と確保はできていますので、継続して実施していきます。
(一時預かり事業 2 か所で実施: 2 か所×10 名/日×5 日/週×52 週=5,200 人日)
(公立保育所緊急一時預かり事業: 11 施設×1 名/日×5 日/週×52 週=2,860 人日)

(9) 病児・病後児保育事業

■算出方法

- ・実績を勘案し、病児保育事業の需要は、感染症の流行などに影響を受けやすいことや、保育需要との関係が強いことから、施設の定員に開所日数をかけた数を量の見込みとして算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340

■確保方針

- ・現施設での受入可能数は確保出来ていますので、継続して実施していきます。
- ・ただし、平成 24 年度から平成 25 年度の利用実績が、大きく増加していることから、今後、実績を見ながら検討します。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■算出方法

- ・就学前、低学年、高学年のそれぞれについて、実績に基づき算出しています。

■量の見込み

	H27 年度			H28 年度			H29 年度			H30 年度			H31 年度		
量の見込み （活動件数）	就学前児	小学校		就学前児	小学校		就学前児	小学校		就学前児	小学校		就学前児	小学校	
		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年		低学年	高学年
	801	741	308	790	743	297	783	736	286	776	725	280	760	722	281
合 計	1,850			1,830			1,805			1,781			1,763		
確保量（活動件数）	2,000			2,000			2,000			2,000			2,000		
過不足数（不足は▲表示）	150			170			195			219			237		

■確保方針

- ・活動件数は確保されているため、現行の活動件数量を維持し、従来どおり実施していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

■算出方法

- ・実績及び〇歳人口推計から実人数及び受診回数を 14 回/人として算出しています。

■量の見込み

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	1,583	1,540	1,541	1,510	1,507
一人当たり受診回数（回）	14	14	14	14	14
妊婦健康診査受診延べ回数（回）	22,162	21,560	21,574	21,140	21,098

■確保方針

- ・一人当たりの回数を受診できるようにしていきます。

第4節 教育・保育（障害児等児童）事業の推進

1. 障害児に対する早期療育の充実

本事業は、支援が必要な児童に対して、集団生活をする中で発達の保障をしていくことを主な目的としています。そのため、保護者の就労状況等の入所要件を問わず、障害児に対して、早期に適切な療育・医療が受けられるよう療育体制及び相談体制の充実を図ります。

現在、本市には、いながわ療育園（医療型児童発達支援センター）と、パピースクール（知的障害児通園施設）の2つの療育施設があります。平成28年度中に建設を予定している総合通園センターと連携し、療育体制をさらに充実させていきます。

（1）岸和田市の現状と提供体制の確保

1. 対象者数（推計）

		対人口比率	0～5歳対象者数	2～5歳対象者数	該当施設
特別支援学校	①	0.63	66	45	療育施設
特別支援学級	②	1.58	166	112	保育所（支援枠）
通級指導	③	0.69	72	49	保育所（要配慮）
発達障害可能性	④	6.50	682	460	保育所（要配慮）
0～5歳人口(H26.3.31)		—	10,497	—	—
2～5歳人口(H26.3.31)		—	—	7,084	—

2. 保育所（入所数・申込数）

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
全入所数	254	619	730	821	803	803	4,030
支援枠	0	5	11	34	27	20	97
要配慮	1	8	29	45	24	45	152

入所：平成26年4月1日現在、申込：平成26年6月1日現在

3. 幼稚園（適正就園対象者）

H25：49名、H26：22名 合計71名（最大）

4. 療育施設（入園及び外来・通室者）

療育施設	定 員	入園数①	外来・通室②	①+②計
いながわ療育園	20	21	49	70
パピースクール	25	28	8	36
合 計	45	49	57	106

■提供体制の確保

《療育施設（いながわ療育園・パピースクール）》

- 入園及び外来・通室の利用（106名）で対象者数（推計）（1. ①）の66名は、利用可能です。但し、定員につきましては状況を踏まえて検討します。

《幼稚園（適正就園対象）・保育所（支援枠）》

- 保育所での支援枠の定員は「70名」で対象者数（推計）（1. ②）の人数を下回っています。今後、定員の拡大や民間保育園での受け入れ等を検討します。

第4章 関連施策の展開

本計画では、「岸和田市次世代育成支援行動計画（後期計画）新きしわだっ子プランⅡ」から継続して、下記の子ども・子育て支援に関する事業を推進します。

第1節 ひとり親家庭対策の充実

1. 支援体制の充実

（1）ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭になった当初には、生活環境をはじめとして、親子を取り巻く環境が急変するために、さまざまな問題を抱えることがあります。ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、就業状況等、個々の状況に応じて、関係機関との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

（2）ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭、特に母子家庭の母が就労するにあたっては、就労経験が少なく、相談先や情報の入手方法、職業の選択等、さまざまな問題や悩みがあります。

平成18年度からプログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して、就労支援を実施しています。平成26年10月からは、父子家庭の父にも適用できることになり、引き続き、相談者の生活や子育ての状況、就労経験や適正等を勘案し、就労支援メニュー等の利用も含め、きめ細やかで継続的な就労支援の実施に努めます。

（3）ひとり親家庭の父や母の就業を促進する資格取得の支援

就業に結びつきやすく、経済的自立に効果的な資格の取得を促進していきます。

生活の負担の軽減を図り、資格取得や技術習得を容易にするための経済的支援制度「教育訓練給付金事業」、「高等職業訓練促進費給付金等事業」（平成25年4月からは父子家庭の父にも適用）の周知に努め、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

2.経済支援策の充実

（１）医療費負担の軽減

ひとり親家庭に対し、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、大阪府の補助事業を利用し、医療費の一部を助成しています。

所得制限や一部自己負担金等についての課題もあり、「ひとり親家庭医療費助成制度」の継続・充実を国・府に要請していきます。

（２）児童扶養手当の充実

離婚などにより、ひとり親家庭となった家庭に対して、「児童扶養手当制度」に関する周知を図り、適正な給付事務を実施していきます。

（３）母子・父子福祉資金、寡婦福祉資金の充実

ひとり親家庭の子どもの就学や母子・父子及び寡婦の自立を図るため、奨学金制度など他制度との連携を図りながら、「大阪府母子寡婦福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金事業」の周知及び適正な貸付事業に努めます。

3.関係機関・団体への支援

（１）母子生活支援施設等との連携強化

母子生活支援施設等、関係施設との連携を強化し、相談体制の整備を図るなど、母子家庭における生活の早期安定を支援します。

特に、DV被害の相談件数が増加し、それに伴う母子生活支援施設の利用希望も増えていることから、DV被害者の支援と早期自立のため、母子生活支援施設の利用の援助を続けます。

（２）母子寡婦福祉会への支援

母子家庭及び寡婦の親睦を図り、ひとり親家庭の生活に関するさまざまな相談業務を行っている「岸和田市母子寡婦福祉会」の団体活動を支援していきます。

今後も広報活動を工夫し、加入者の増員を図り、会の自立を促進します。また、大阪府から役員に委嘱されている「母子福祉推進委員」としての相談業務が円滑に進められるよう、母子・父子自立支援員等との連携などにより支援していきます。

第2節 その他の子ども・子育て支援関連事業の推進

本計画の5つの目的を達成するために、下記の事業を今後も継続して進めます。

1. 大阪府地域福祉・子育て支援交付金に関する事業

(1) 本市の子ども・子育て支援に基づく事業

■子育て支援促進事業

民間保育園において、保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識・ノウハウを生かし、地域の子育て家庭に対し必要な相談・指導・助言等を行い、子育て家庭が抱える子育ての不安の解消や負担の軽減を図ることで、地域における子育て支援の充実を図ります。

■夏期障害児学童保育事業

夏期長期休業中、小学校1～3年生の障害児を対象に学童保育を実施します。指導内容・指導方針のよりいっそうの充実に向けて、設備の充実、指導員の資質向上を図るとともに、指導内容・指導方針の確立と、指導員の配置を適正に行うため、関係機関・保護者との連携を図ります。

■きしわだっ子出産育児応援金支給事業

第3子以降の出産があった場合の当該子の母または父に対し、きしわだっ子出産育児応援金として1子につき5万円を支給します。対象は、第3子以降の出生日が平成27年9月30日までとなります。

■教育相談充実事業

複雑化・多様化している教育相談に対応するため、関係機関の連携による相談体制の強化を図り子どもの健全育成につなげます。また、保護者・校長・教員等を対象に実施している教育相談（電話・面接）のいっそうの充実を図ります。

今後は広範囲にわたる相談内容に対する指導・援助のシステム化及びSSW（スクールソーシャルワーカー）や訪問型カウンセラー等のスタッフの充実を図ります。

■巡回相談体制充実事業

乳幼児及び児童の発達・障害状況の把握と対応についての助言及び心理相談充実のために、発達相談員及び大学教員・専門医を派遣し、個別相談に応じるとともに、学校・園への巡回相談を実施し、コンサルテーションを行います。

また、障害児と健常児の相互の理解を深めていくために、交流学習や活動を通して自然に交流ができるよう関係課・機関との連携の充実や、障害のある児童及び生徒の就学の適正化、就業や高等学校・大学等への進学など学校から社会への移行がスムーズに行われるよう、進路指導・相談体制の充実を図ります。

（２）大阪府「こども・未来プラン後期計画」に基づく事業

■児童虐待防止強化事業

家庭児童相談担当に児童福祉司任用有資格者等を配置し、要支援児童とその保護者、特定妊婦として対応依頼のあった家庭について、進行管理（台帳の作成、子育て支援制度の利用調整、個別ケース会議の開催等）を徹底し、虐待につながるリスク要因への早期対応、未然防止、早期発見、再発防止、重症化の防止につなげます。

■幼小中高連携事業

岸和田市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校を「子育て」を軸に連携を進めていきます。各校園の教育相談活動や教育相談室、ＳＳＷなどが積極的に保護者や子どもをサポートする体制づくりを行います。

■東葛城小学校児童のチビッコホーム送迎事業

本市では、東葛城小学校が唯一チビッコホーム（放課後児童クラブ）未設置校となっていますが、開設場所の確保ができず、平成 23 年度は夏休み期間のみ保護者送迎により隣接する修斉小学校で受け入れました。開設に向け努力は継続していきますが、当面の対応として当該校区の児童をタクシーで移送し、修斉小学校のチビッコホームで受け入れます。

また、移動の際の児童の安全確保のために、シルバー人材センターの安全指導員をタクシーへ同乗させチビッコホーム入室まで児童の指導を実施します。

■支援学校児童送迎支援事業

本市では、平成 22 年度より支援学校児童の居住校区チビッコホーム（放課後児童クラブ）での受入を実施していますが、利用にあたり、支援学校バス停から利用するチビッコホームまで保護者の責任による送迎（家族送迎やファミリー・サポート・センター利用等）を条件としているため送迎がネックとなって利用しづらく状況が発生しています。事業の趣旨から、ファミリー・サポート・センターの援助活動を利用した移動支援を行うことによりチビッコホーム利用を保障します。

2. その他の事業

（１）子どもの豊かな心と個性を育むために

子どもが主体的に考え、心豊かに成長していくためには、一人ひとりの個性を大切にした特色ある教育の推進や、幅広い人々とのふれあい、さまざまな社会体験を行いながら育つことのできる活力ある地域社会づくりが重要となります。

学校、家庭、地域社会のそれぞれの役割を検討しながら、親子で学ぶことができる学習体制等の整備や、地域文化の継承、時代に応じた文化・芸術・スポーツ活動の充実、交流事業の充実や地域コミュニティにおける各種団体活動などさまざまな活動を支援し、子どもが社会参加等の体験を通じて成長することができる環境の整備を引き続き実施します。

（２）子どもにやさしい地域環境づくり

子どもがその持てる個性と能力を最大限に発揮し、健やかに成長していくためには、自然とのふれあいや、集団の中での遊びを体験していくことも大切です。また、安全で快適な生活環境は、子どもだけでなくすべての市民にとって、社会生活を営む上での重要な要素となります。そのため、子どもの身近な遊び場や、自然とふれあえる場の整備、子育てに配慮した住宅、安全に配慮した都市基盤の整備などを引き続き実施します。

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進に向けて

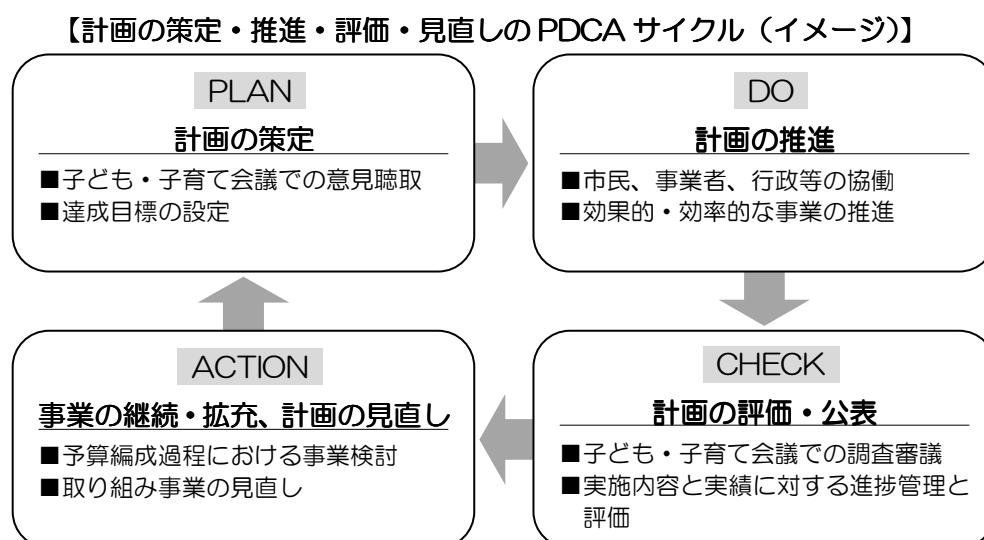
計画の推進にあたっては、関係部局間の相互の連携・調整のもとで総合的な施策を展開するとともに、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、民間事業者等との緊密な連携を図り、効果的な推進に努めます。本計画は、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画ですが、これを着実に推進していくためには推進組織や施策・取り組みの評価・公表など、計画の推進体制の構築が不可欠となります。

1. 岸和田市子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表

子ども・子育て会議では、本計画に基づく施策や取り組みの実施状況を各年度ごとに調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行うため、計画策定後も引き続き会議を開催します。（子ども・子育て支援法第61条第7項 P.61 参照）本計画の実施状況については、子ども・子育て会議を経た後、毎年ホームページ等を通じて市民に周知するものとします。

2. 達成目標による進捗管理・評価

計画の推進にあたっては、施策・事業を実施するための財源の裏付けが重要な要素であるとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに对应していくことが重要です。そのため、下図のように計画の推進、評価等を行っていきます。



資料編

1. 岸和田市子ども・子育て会議設置規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者
- (4) 公募した市民

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第7条 子ども・子育て会議の事務局は、児童福祉部保育課に置く。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

（会議招集の特例）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

2. 岸和田市子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	所属
会長	米澤 好史	和歌山大学教授
副会長	森下 順子	和歌山信愛女子短期大学准教授
委員	泉本 法子	岸和田市民生委員・児童委員協議会代表
//	江龍 直明	岸和田市医師会代表
//	久禮 敏行	岸和田市立小学校長会代表
//	小林 一代	岸和田市公立保育所長会代表
//	阪口 登志子	岸和田市私立幼稚園連合会代表
//	櫻井 一字	岸和田市学童保育連絡会代表
//	中川 勉	岸和田保育運動連絡会代表
//	中川 麗子	岸和田女性会議代表
//	長谷川 秀美	公募市民
//	福島 直子	子育て支援部会代表
//	松岡 八千代	公募市民
//	森岡 優作	岸和田市立幼稚園長会代表
//	藪 洋亮	岸和田市民間保育協議会代表
//	山中 典子	岸和田市PTA協議会代表
//	雪本 有希	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会代表

(50 音順・敬称略)

3. 計画の策定経過

■岸和田市子ども・子育て会議

開催回	開催年月日	検討内容
第1回	平成25年8月23日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査項目及び対象者
第2回	平成25年10月7日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査項目及び対象者 ・放課後児童クラブニーズ調査項目及び対象者
第3回	平成26年3月24日	・ニーズ調査結果報告 (調査期間：平成25年12月5日～12月20日)
第4回	平成26年5月20日	・岸和田市子ども・子育て支援事業計画目標事業量 (量の見込み：案)
第5回	平成26年8月5日	・岸和田市子ども・子育て支援事業計画目標事業量 (量の見込み・確保方策の岸和田市案) ・新制度に伴う条例制定等
第6回	平成26年9月29日	・岸和田市子ども・子育て支援事業計画（素案）
第7回	平成26年11月10日	
第8回	平成 年 月 日	
第9回	平成 年 月 日	

■パブリックコメントの実施

実施期間
平成 年 月 日～ 月 日

4. 岸和田っ子宣言

きしわだ こ せんげん 岸和田っ子宣言

わたしたち岸和田っ子は、今を一生懸命に生き、

夢と希望の未来に向かって次のことを宣言します。

一、心と体と頭をせいっぱいきらめかせ、誇らしい自分になります。

一、語りあい、手をたずさえ、生き生きと互いの命を輝かせます。

一、青い空と海、山の緑と川の流れ、息づく自然に心を寄せます。

一、興る産業、光る文化とだんじり祭り、歴史と伝統の岸和田を愛します。

一、互いを認め、尊敬しあい、平和の心を世界にはばたかせます。

平成4年11月1日

5. 「岸和田っ子宣言」の願うことについて

- 心と体と頭をせいいっぱいきらめかせ、誇らしい自分になります。
 - ・知育偏重にならず、精神的及び身体的な能力を可能な限り発達させ、豊かな人間としての成長を願う。
 - ・自己教育力を身につけ、主体的に判断し、自立していく力を培う。
 - ・自らに誇りを持ち、自己と自己の人生を大切にしていく。
- 語り合い、手をたずさえ、生き生きと互いの命を輝かせます。
 - ・人間関係が希薄になっている状況から、家族、地域、学校において語り合い、共に豊かな人生を築いていく。
 - ・互いの個性と人権を大切にし、手をたずさえ、人間的なつながりの中で人生を共に充実させていく。
- 青い空と海、山の緑と川の流れ、息づく自然に心を寄せます。
 - ・自然破壊と環境汚染への対応は、今日的な課題であり、自然環境の保全に努めていく。
 - ・葛城山から大阪湾まで、変化に富んだ自然形態があり、そこに息づいているさまざまな生命に心を寄せ、大切にしていく。
- 興る産業、光る文化とだんじり祭り、歴史と伝統の岸和田を愛します。
 - ・岸和田市民のコミュニティづくりの核として、だんじり祭りは郷土の誇りである。
 - ・市政施行 70 周年をふまえ、本市の歴史と伝統に親しみ、新しい文化の創造と産業の発展に努力していく。
- 互いを認め、尊敬しあい、平和の心を世界にはばたかせます。
 - ・国際化がますます進んでいく中で、国家や民族など互いに認め、尊重し合っていく。
 - ・地球はひとつ、戦争をなくし、平和な世界を築いていく努力をする。

※使用している言葉や表現について

- ・今日、言葉の乱れについて指摘される折に、多少むつかしいのではと思える言葉づかいに、幼い頃から触れていくことで、言語感覚などを養っていくことが大切である。
- ・一般的な文章では、印象が薄く、特徴がないので、言葉や文に格調を持たせて、本市の宣言としての特徴を持たせた。
- ・「きらめかせる」「輝かせる」「光る」などの類似した言葉をつかっているが全体として、きらきらした一枚の絵のような響きを持たせる。
- ・それぞれの項は、「自己愛」「共生」「自然」「郷土」「世界」として要約され内容把握が明確になるよう意図した。

6. 「岸和田っ子宣言」制定の意義

「岸和田っ子宣言」制定委員会

昭和 57 年に制定した「岸和田市民憲章」は 10 年が経過し、市民のまちづくりの共同の道しるべとして定着してきている。併せて第 2 次総合計画のもとで、市民が「わがまち岸和田」の創造に意欲をみせている。

一方、21 世紀を託す青少年の育成に課題が山積している。現在の子どもを取り巻く自然環境・社会環境が、青少年の健全発達に必ずしも良好といえない状況が見られる。これらのマイナス要因が子どもの未来に、夢と希望を鈍らせる不透明感を招き、不安で刹那的な心理状態を潜在させてきている。

あたかもこの時、学校教育内容の大幅な改訂が打ち出され、小学校から年次を追って進行する。個性豊かで、「社会の変化に主体的に対応」する資質や能力が新しい学力観として重視されている。また、物の豊かさから心の豊かさへ社会の流れがある。

ここにおいて、人間らしい豊かな社会を創造するために地域社会の教育力を回復するとともに、子どもたちが誇りと自覚をもって生活することが求められている。

また、関西新空港の開港で、国際性豊かな資質をそなえた市民の育成と、住みよいまちづくりをめざすことが不可欠となってきた。これらの課題に應えるためにも、めざす将来の岸和田市民として、子どもの心の拠り所となり生活信条となる「岸和田っ子宣言」を制定する意義はきわめて大きい。

平成 4 年 6 月 2 日

7. 関係法令（抜粋）

・子ども・子育て支援法

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 [略]

（市町村の認定等）

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3～7 〔略〕

（施設型給付費の支給）

第 27 条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な 1 日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2～8 〔略〕

（特例施設型給付費の支給）

第 28 条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第 1 号に規定する特定教育・保育に要した費用、第 2 号に規定する特別利用保育に要した費用又は第 3 号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第 20 条第 1 項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な 1 日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2～5 〔略〕

（地域型保育給付費の支給）

第 29 条 市町村は、支給認定子ども（第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満 3 歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満 3 歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2～8 〔略〕

（特例地域型保育給付費の支給）

第 30 条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第 3 号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第 4 号に規定する特例保育（第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

- 一 満 3 歳未満保育認定子どもが、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第 20 条第 1 項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
- 二 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な 1 日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第 9 条第 1 項第 3 号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
- 三 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な 1 日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2～5 〔略〕

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 [略]

（特定地域型保育事業者の確認）

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 [略]

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～6 〔略〕

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 〔略〕

（市町村等における合議制の機関）

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3～5 〔略〕

・子ども・子育て支援法施行規則

（法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由）

第 1 条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 1 月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）
- 九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

（認定の申請等）

第 2 条 法第 20 条第 1 項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）
- 二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び当該小学校就学前子どもの保護者との続柄
- 三 認定を受けようとする法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 四 法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 一 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類
 - 二 前項第 4 号に掲げる事項を証する書類
- 3 第 1 項の申請書（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。
- 4 第 1 項の申請書（法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。
- 5 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、関係市町村等との連携に努めるとともに、前 2 項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。